

No. **157**

2022. 秋号

# 行政書士 NAGANO

題字：長野県知事 阿部 守一 氏筆

長野県行政書士会会報



秋の駒ヶ根高原「駒ヶ池」



**長野県行政書士会**

## 行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 1 行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 2 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 3 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 4 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 5 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

### 〔表紙〕 秋の駒ヶ根高原「駒ヶ池」

標高約 850 mにある駒ヶ池は、池のほとりから中央アルプスの宝剣岳や千畳敷カールを望むことができます。

風がなければ、鏡のような水面に中央アルプスが美しく写ります。

昭和の時代、冬はスケート場として賑わった時期もありました。

(出典：駒ヶ根市観光協会ライブラリー)



# 目 次

令和3年度 新規登録者必須研修会	・……………	2
	・令和3年度新規登録者必須研修会へ参加しての感想……………	6
	・受講生の紹介……………	7
事業報告	・コスモスしなの会員更新研修会（公開講座）開催報告……………	11
	・行政書士紛争解決センター調停実施と合意……………	12
	・車検証電子化と記録等事務代行制度についての研修会報告……………	13
	・長野県外国人材受入企業サポートセンター主催「外国人材活用セミナー」 開催のご報告……………	14
	・農林建設部研修会報告ほか……………	15
	・……………	16
新入会員 登録証交付式		
業務資料	・職務上請求書の取扱いに係る会員への周知について……………	19
	・厚生年金保険・健康保険の適用拡大に係る協力依頼について……………	22
	・建設業法施行規則等の一部改正による経営事項審査の改正について（通知） ……	25
	・各許可行政庁の建設業許可等電子申請受付開始時期の公表について（通知） ……	34
	・大阪・関西万博（シート式）ナンバープレート交付（頒布）手数料の お知らせ……………	35
	・警察署行政窓口の受付時間短縮の試行実施について……………	37
	・建設業許可等に係る現地相談窓口の開催について（通知） ……	39
お知らせ	・斡旋物一覧……………	41
	・長野県収入証紙の販売について……………	41
	・行政書士業務を廃止される方へ……………	41
	・会員専用ページのID・パスワードについて ……	42
	・……………	43
会議報告		
長野県行政書士 政治連盟のページ	・政連活動報告……………	47
会員の動き	・入会・退会・単体会変更・法人会員……………	48
編集後記	・……………	48



# 令和3年度新規登録者必須研修会

広報部長 小西 勝  
広報副部長 五味 直美  
(取材・写真 広報部)

令和3年度新規登録者必須研修会が令和4年7月4日、5日の二日間、ホテルモンターニュ松本にて開催されました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により約半年遅れての開催となった今回は、リモートでの参加も可能となり、会場参加29名、Zoomを利用した参加19名、計48名の新規登録会員が二日間の集中講義を受講しました。



研修会の企画から実施までを研修部が担い、当日の司会進行と講師も研修部員が務めるため、部員の皆さんは大忙し。加えて今回は、デジタル推進特別委員会のメンバーも交代で参加し、オンライン受講の運営にあたりました。

第1日目は、萩原副会長のあいさつで開幕、部長あいさつと研修部員の自己紹介に続いて国際・農地業務、建設・風営業務、運輸・産廃業務、権利義務関係の4つに分けた1コマ90分の講義が行われました。

## 【1限目 国際・農地業務／渡邊研修部長】

業務の前提となる予備知識や用語など基本事項の確認から、事例をもとに申請の流れや必要書類などについての丁寧な解説がありました。業務を行う上での注意点については具体的な内容で、受講生の皆さんは非常に興味を持って聞いている様子。渡邊講師がコンプライアンスには特に力を入れて話されていたのが印象的でした。

## 渡邊博昭研修部長メッセージ

新規登録者必須研修会にご参加の皆様へ  
新たなスタートラインに立たれた皆様にはそれぞれ目指すべき行政書士像があるかと思います。  
この研修では、皆様がそこへ向かうための方途を明らかできるようにするため、微力ながら支援していきたいと考えております。

研修部一同そのために尽力いたしますのでなにとぞよろしくお願いいたします。



昼食休憩をはさんで午後の講義が開始、と思いきや、総合司会の西澤副部長よりデジタル推進特別委員会と広報部のメンバーも自己紹介をするようにとのお達しがあり、それぞれの部の活動についてPRする時間が設けられました。

#### 【2 限目 建設・風営業務／鈴木部員】

QA形式で進められ、非常に具体的かつ興味深い話が満載。実際に使用した申請書、照度計やスケールなどの実物もどんどん登場し、昼食後の時間帯にもかかわらず、みんな真剣に聞き入っていました。建設業の申請等では令和4年4月から大きく変更になった点について、風営業務では警察署だけでなく保健所や消防署での手続きの注意点について、テキスト以外の内容にも多く触れられ、業務を始めるにあたって参考となる講義だったのではないのでしょうか。

#### 鈴木潤部員メッセージ

新規登録者の皆様、ご登録おめでとうございます。  
1泊2日と短い研修会ですが、皆様の不安を取り除けるよう力になればと考えています。

新規登録者として参加されるせっかくの機会ですので、遠慮なく聞いていただければ可能な限りお答えします。



#### 【3 限目 運輸・産廃業務／西澤副部長】

講義に入る前に、今回の研修で触れる機会のない成年後見の業務について概要の説明がありました。

「運輸業務の代表格である車庫証明や丁種封印の業務は全国規模で受任できるお仕事なので、声がかかったらぜひやりましょう。」「産廃業務は、5年ごとに更新があるので一度受任すれば長く続く仕事、建設業と関係があるケースもあるので、主力業務にするといいでしょう。」など、わかりやすく、これから業務を始める受講生に寄り添った講義でした。

#### 西澤秀友副部長メッセージ

皆さんの個性を生かし、行政書士としてご活躍されることを祈念しております。



#### 【4 限目 権利義務関係（相続等）／二瓶部員】

初めに家族法、親族法の注意点を押さえ、メインテーマの相続法へ。雑学的な知識を交えながら、遺産分割協議書・遺言書作成、相続実務の実際についての講義がテンポよく進められました。コンプライアンスや業際問題、ペットに関する問題などにも及ぶ幅広い内容で、行政書士として当然備えておくべき法律知識はもちろんのこと、業務のおもしろさ、怖さ、奥深さを知る機会となったのではないのでしょうか。

## 二瓶裕史部員メッセージ

相談業務は緊張しますし、苦手意識がある方も多いかと思います。とはいえ、すべての業務受託の入り口となる重要なものです。

相談スキルを駆使し、信頼される行政書士となれるよう、一緒にがんばりましょう！



2日目は、午前パネルディスカッション、そして午後には相談技法と行政書士法・コンプライアンスの講義です。

### 【5 限目 パネルディスカッション「先輩行政書士が語るこれからの行政書士」】

2日目の午前は、荻原副会長の司会のもと、渡邊研修部長、西澤副部長、二瓶部員、鈴木部員の4名のパネリストから、普段はなかなか聞けない苦労話や成功事例がたくさん披露されました。役所の窓口対応が不親切だった、報酬をもらい損ねたなどの苦労話の一方で、芸能人から依頼を受けて嬉しかったと、会場の笑いを誘う一幕も。

行政書士は、一番身近な窓口として様々な相談を受け、内容によっては弁護士や司法書士など他士業と連携しつつ問題解決を図るディレクターの役割を担う。このような行政書士という立場に誇りを持ってもらいたいとの先輩の言葉に、受講生のみなさんは引き締まった表情を見せていました。

また、自身が競技者である縁からスポンサー契約書の作成依頼を多く受けていることを例に、他の行政書士がやっていない業務で先駆者になるとよいつのアドバイスや、パネリストそれぞれの「これからのおすすめ業務」情報には、みなさん興味津々な様子。おそらく新規登録者のみなさんが一番知りたかった「行政書士業ノウハウ」を先輩諸氏から直接聴くことができ、とても貴重な機会となったでしょう。

### 【6 限目 相談技法／二瓶部員】

相談技法の時間にふさわしく、実際のアイスブレイクから講義が始まりました。

続いて講師の二瓶部員は、先入観の自覚、閉じた質問と開かれた質問、傾聴技法によるラポール形成といった理論と、管理票（カルテ）や傾聴5技法などの技術を、身近な事例を題材にしたワークシートも活用しながらわかりやすく紹介。1時間少々ながらとても内容の濃い講義となりました。

行政書士の仕事のほとんどの場合、お客様からの相談が端緒となります。ここで相談者の意向把握を間違ってしまうと、後に大きなトラブルに発展してしまうかもしれません。本講義を受けて、受講生のみなさんには相談技法を身に付ける必要性をおわかりいただいたことでしょう。





### 【7限目 行政書士法・コンプライアンス／渡邊部長】

行政書士業務を始めのうで注意しなければならない業際問題について、条文・判例を引用して詳細に説明。また、近年特に厳格な使用が求められている職務上請求書については懲戒事例も挙げて、くれぐれも注意するようと呼びかけました。

法律で特別に権限を与えられた社会的責任を自覚し、高いコンプライアンス意識で行政書士の業務に臨んでいただきたいとの思いが、受講生のみなさんの胸に伝わる講義でした。



以上をもって2日間の研修日程が終了。受講生代表として東信支部 高木陽子会員に荻原副会長から修了証書が交付され、半年遅れの令和3年度新規登録者必須研修会が幕を閉じました。

### 荻原政吉研修部担当副会長メッセージ

行政書士は、法的書類の作成について幅広い分野を手がけています。

過去の職歴や趣味などから、行政書士として活躍できる場面は多々あります。

夢と希望をもって、行政書士業務に邁進していきましょう。

また、業務を進める上で疑問に感じたことや、不安に思ったことなどありましたら、何なりと先輩行政書士へ連絡頂ければと思います。



### 【広報部から】

今回は、新規登録者必須研修会として初の、現地とリモートのハイブリット方式での開催となりました。記事冒頭でもお伝えしましたが、そのため、デジタル推進特別委員会のみなさんが機器設定作業に2日間つきっきりで対応されました。研修部会のみなさんとともに、たいへんお疲れさまでした。



## 令和3年度 新規登録者必須研修会へ参加しての感想

広報部員 高木 陽子

令和4年7月4日5日に松本市で開催された、令和3年度、長野会の新規登録者必須研修会を受講致しました。今回の研修の受講対象者は、本来令和4年1月開催の新人研修へ参加予定だった令和3年度登録1年目もしくは、1年目に受講できなかった登録2年目の会員です。

今回の研修は、2回の開催延期を経て、感染症対策を万全にした開催がなされました。例年とは異なり、昼食は前を向いての黙食、1日目受講後の懇親会はなし、ではありましたが、受講生それぞれの生活スタイルに合わせて、松本会場での宿泊、日帰り、オンラインと受講について複数選択できる点は、とてもありがたいものでした。宿泊が困難でこれまで受講をあきらめざるを得なかった子育て中の会員の方にも、今後の受講機会を開くことができたように思います。

私が宿泊で参加した松本会場では、近くの席の他支部の会員と知り合う機会を得たり、同支部の方ともなかなかできない雑談ができたことで次に会うときによりコミュニケーションがとりやすくなったりと、会場で一緒に受講できたからこそその良さがありました。

研修部の先輩行政書士による実務講義並びにパネルディスカッションでは、経験に基づく実務の話をたくさんお聞きできました。通常お会いする機会の少ない他支部の先輩行政書士の方との交流も貴重なものとなりました。講義で印象に残っているのは、どの方も行政書士業に誇りを持って取り組んでいるという点です。今回は、一般会員が受講可能な相談技法に関する講義もあり、多くの一般会員のかたが参加されている姿を見て、行政書士は常に学び続けながら業務を遂行していく必要があることを実感しました。



また、研修1日目の夜は、各々自由に過ごすことができ、ひとり気ままに松本の街の散策をし、買い物や食事を楽しみ、ライトアップされた松本城の外観を見学など、コロナ禍ゆえになかなかできないひとり旅を小さく叶えることもでき、大満足の2日間でした。

今回の研修実現のためにご尽力をくださった研修部、オンライン受講を可能にくださったデジタル推進特別委員会、縁の下の力持ちの本会事務局、取材対応の広報部、皆様に御礼申し上げます。ありがとうございました。



研修2日目に参加した研修部・デジタル推進委員会・広報部のメンバー



# 受講生の紹介

## 〈質問事項〉

- ①趣味／特技
- ②好きな言葉
- ③これから取り組みたい業務
- ④自己PR／抱負



高木陽子 東信支部

- ①街あるき、観劇、園芸
- ②人間万事塞翁が馬
- ③建設業許可・経審
- ④ご縁を大切にし、研鑽を重ね、許認可業務と出張封印を増やし佐久地域の事業者支援を続けていきたいです。



岡崎 忍 東信支部

- ①和楽器 お琴を少々弾くことができます。あとは…人相でその人が重大な嘘（小さな嘘は誰でもありますね）をつく人かどうかわかります。
- ②法と証拠に基づいて（行政書士にはあまり関係はないかもしれませんが）
- ③遺言、相続、成年後見、土地活用、帰化申請、外国人雇用関係
- ④“日本を取り戻す”ために微力ながら全力を尽くしたいと思います。



飯島恵美 東信支部

- ①読書、ヨガ
- ②禍福は糾える縄の如し
- ③農地、成年後見、入管業務
- ④日々勉強を続け、社会的に弱い立場にある方々の利益に資する仕事がしたいです。よろしくお願い致します。



原 剛志 諏訪支部

- ①巨人、大鵬、卵焼きならぬ巨人、大谷、食べ歩き
- ②努力根性義理人情
- ③相続信託、不動産信託、不動産・建設業コンサル
- ④プロ家庭教師をやりました。7年前税理士登録、昨年行政書士登録しました。これから活躍します！



五味睦和 諏訪支部

- ①風景写真の撮影、ドローンによる空撮、農業ドローンの操縦
- ②挑戦 新しもの好き
- ③ドローンによる空中散布事業からつながる行政書士業務の気付き
- ④行政への勤務経験を生かして行政書士業務にまい進していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。



小松原 豊 南信支部

- ①特になし
- ②特になし
- ③特別にこれという決まった業務はありません。
- ④子供が独立開業したため、その業務に関連して行政書士として手伝えることがあるようなので開業しました。必要な範囲内で、できることを地道にやっていきたいと思っております。



川上喜代次 南信支部

- ①旅行、ドライブ
- ②誠実
- ③相続関係・建設業届出
- ④地域の皆様のため、役立つ行政書士事務所を構築していきます。



中島秀樹 南信支部

- ①子供のスポーツ・お稽古ごとの付添
- ②やれば出来る
- ③相続、遺言、財産管理、農転
- ④皆様からのご支援をいただきながら、誠心誠意、地域に貢献していきたいと考えています。



平野義夫 南信支部

- ①読書
- ②一期一会
- ③入管関係
- ④福祉施設の支援活動をする一般社団法人信州アルプス会を運営しながら行政書士活動（主に車両登録関係）を行っています。少しずつ活動の幅を拡大してゆきたい。



笠原正稔 南信支部

- ①ゴルフ
- ②特になし
- ③未定
- ④平成22年より税理士事務所を父より引き継ぎ営んでいます。本業である税理士業務の一助となるよう行政書士を営んでいきたいと考えています。



北沢 拓 南信支部

- ①自転車、写真、ラグビー、マーシャルアーツ（コマンドサンボ）、消防庁広報写真部門消防庁長官表彰2年連続受賞
- ③SDGs、IT、地域コミュニティとの連携、弁護士との連携
- ④地域の問題に対して、さまざまな解決（ソリューション）が計れる行政書士として活動してまいる所存です。CSに配慮しながら行政庁窓口との信頼関係に充分配慮して業務を行ってまいります。



宮澤克浩 南信支部

- ①スポーツ観戦
- ②人事を尽くして天命を待つ
- ③相続・事業承継関係
- ④これまで携わってきた国税業務(相続・事業承継関係)の経験・知識を活かして地域の発展に寄与したい。



大澤智秋 南信支部

- ③農地法関連業務
- ④農村部におけるいろいろな事案に取り組んでいきたいです。



堀池真也 中信支部

- ①キャンプ、テレビゲーム、料理
- ②とりあえずやってみる
- ③遺言書作成、家族信託契約等の生前業務
- ④私は滋賀会に8年所属しており、許可業務を中心に仕事していました。現在は、相続関連業務をメインに、争いを防ぎ、人と人をつなぐ役割を果たしていきたいです。



丸山達也 中信支部

- ①新たなことに取り組むこと
- ②事業は、我がためより、他のためから、出発せよ
- ③各種許認可、相続、国際
- ④営業職、飲食店経営を経て事務所開業に至りました。相談を受けた依頼は基本的に断らず、日々勉強をしながら長く営業していきたいです。



上條利章 中信支部

- ①映画鑑賞
- ②実るほど頭を垂れる稲穂かな
- ③国際業務
- ④経験のない分野の仕事で不安ばかりですが、臆することなく一生懸命頑張りたいと思います。



太田知孝 中信支部

- ①温泉巡り
- ②行雲流水
- ③事業承継に関する業務
- ④中小企業の事業承継分野力を入れていきたいと考えています。事業承継計画の策定、社長の遺言作成や株式の信託、許認可の引継ぎ、事業承継引継ぎ補助金の申請など、行政書士として支援可能な分野も多いと思いますので、研鑽していきたいです。



山口栄子 中信支部

- ①「コレ」と決めないこと。決めたくない事(④)のPRと同じです)
- ②流されず逆わず
- ③福祉関係には興味、関心がありますが、特に決めてありません。(決めるレベルではないです)
- ④出来る範囲で無理をせず、自分の気持ちに問いかねがらず自分を裏切らないようにしていきたいです。



瀧澤重人 中信支部

- ①観光列車(呑み鉄)
- ②破天候
- ③遺言書や家族信託など生前の相続対策
- ④相続対策を身近に感じてもらうため、編集人と協業し、「自分史えほん」「自分史フォト」をローンチしました!



中野達也 中信支部

- ①趣味: 怪談話を聴くこと  
特技: 特にありませんが、強いて言えば司会など(昔アナウンサー試験を受験しました)
- ②因果応報(善の行いには善の報いが、悪の行いには悪の報いがあると信じてます)
- ③成年後見事務、死後事務、補助金関係業務
- ④サラリーマン生活を終えて、行政書士として第2の人生を歩みたいと思いを覚悟しました。これまでの会社員生活で経験してきた事や感じてきた社会の矛盾に対して、自分にできることをやりたいと思っています。宜しくお願い致します。



田中 忍 中信支部

- ①スポーツ観戦
- ③・許認可申請業務等(農地法、都市計画法、建築基準法等)  
・車庫証明申請業務
- ④依頼者の要望に誠意をもって対応していきたいです。



鍵田貴之 中信支部

- ①子供と遊ぶこと
- ②あきず、あせらず、あきらめず
- ③建設業関係
- ④お客様の立場により添ったお手伝いができるように一生懸命取り組みます。



小澤靖史 中信支部

- ①ゴルフをもう少し上手になりたいと思っています…
- ②十人十色。ダメもとがたまに成功しちゃうから人生は面白い。
- ③不動産に関連する業務(農地転用、官公署宛の書類作成、契約書の作成、宅地建物取引業、賃貸住宅管理業など)相続、遺言、生前対策(各種契約書作成や家族信託など)
- ④\*不動産に強い行政書士、としてお客様のお役に立てるよう、日々精進してまいります。



丸山正彦 中信支部

- ①・家庭菜園  
・有明紅葉づくり
- ②至誠
- ③成年後見制度
- ④税理士業務の傍ら建設業務のみを行っておりますが、今後は成年後見制度にも取り組みたいと思っております。



川上 互 中信支部

- ①写真撮影、落語鑑賞
- ②和顔愛語
- ③相続関係、廃棄物関係
- ④駆け出しです。積極的に研修等に参加し、実務に生かしたいと考えています。



中村祐一 中信支部

- ①読書、街歩き
- ②人間万事塞翁が馬
- ③建設業許可関連
- ④お客様と会話をしながら現状や問題点を調査し、分析し、問題点を解決できる行政書士になりたいと思います。



宮坂 暁 中信支部

- ①読書
- ②“人を感動させるという行為はない。人は感動するのだ”
- ③遺言・相続
- ④安曇野市の宮坂あきらと申します。親切、丁寧な対応を心掛けております。どうぞよろしくお願ひします。



中野道夫 中信支部

- ①読書、音楽鑑賞、ゴルフ
- ②努力
- ③分譲マンションに関する管理規約見直し、総会・理事会支援業務
- ④行政書士とマンション管理士の資格を活かし、マンションの2つの老い（建物の老朽化、所有者の高齢化）に対する問題を解決します。



武部秀隆 北信支部

- ①登山、バックカントリースキー、百名城めぐり
- ②人の行く裏に道あり花の山
- ③相続業務



下田康史 北信支部

- ①釣り、山歩き、温泉。
- ②Cool heads but Warm heart.
- ③農地、民法・会社法、リスクマネジメント。
- ④農業をしながら行政書士をしております。その経験を生かし、農業分野に力を入れていきたいと考えております。



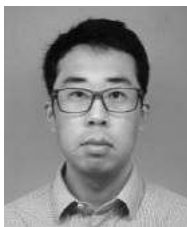
太田直樹 北信支部

- ①ソフトバレーボール
- ②「いつか山の上で君たちと握手することがあるかも知れない。しかしそれまでは君よ、二人は別々の道を歩こう」武者小路実篤の「友情」の一文
- ③建設業、入管業務、運輸・産廃業務
- ④まだまだ未熟ものですが、一生懸命学び、地域社会に貢献できるよう頑張りたいと考えております。



岩崎富士代 北信支部

- ①読書
- ②今日が一番若い日
- ③農転
- ④ゆるく仕事して行きたいと思います。



青木友哉 北信支部

- ①中国語、釣り
- ②家族愛
- ③国際業務
- ④まだ分からない事だらけですが、一つ一つ丁寧に調べて、間違えない業務に取り組んでまいります。



大塚淳一 北信支部

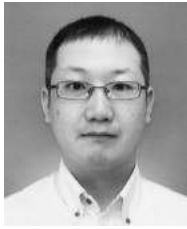
- ①ゴルフ、スポーツ観戦(サッカー、ラグビー等)、DIY、草刈り
- ②小さな積み重ねが大きな力となる。
- ③農地転用、相続相談、建設許可
- ④何かができる様に人と力を合わせるのが好きです。宅建士、FP技能士、建築士の資格を持ち、住宅建築会社での営業監理の経験が25年以上あります。



大工原遼太 北信支部

- ①釣り
- ③建設業許可、産廃廃棄物運搬業許可
- ④フットワークの軽さを武器にして行政書士業務に取り組んでいきます。





**齊木政則** 北信支部

- ①読書
- ②10代のビジョンを忘れずに
- ③遺言・相続
- ④税理士業務を主に仕事としてきましたが、お客様の要望により広く応えられるよう行政書士登録しました。少しずつ仕事の幅を広げていければと思っています。



**竹内 完** 北信支部

- ①鎌倉巡り
- ②捲土重来（けんどうりらい）
- ③相続関係、中小企業及び個人事業のサポート
- ④現在は建設業許可申請を主な業務としております。今後はどこまでの業務ができるかわかりませんが、受任した業務は真摯に取り組み、社会に貢献していきたいと思っております。



**山口大介** 北信支部

- ①登山、キャンプ等のアウトドアスポーツ
- ②挑戦した後の失敗より、何もしないことを恐れる
- ③土地家屋調査士業務に関連する農地関連の業務を中心に取り組みたいと思っております。
- ④勉強を重ねながら、少しずつ業務の幅を広げて行きたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。



**宮下真一郎** 北信支部

- ①自動車の修理（少し古い米国車（アメ車）が好物です）
- ②千里の道も一歩から
- ③外国人材の就労系在留資格に関する業務
- ④社労士もしているので、行政書士の在留資格業務を通じて外国人材の「働く」に関わる業務展開を目指します。



**小林神人** 北信支部

- ①ゆる体操、ヨガ、農に親しむこと
- ②感謝、前向き、継続は力なり
- ③建設、産廃、農地、相続
- ④永い行政経験を生かし、社会貢献出来ればと考えます。



**近藤広志** 北信支部

- ①スペイン語、交流分析
- ②人生万事塞翁が馬
- ③相続、遺言、国際業務
- ④公務員を退職後、第2の人生を考え、58歳で行政書士に登録しました。行政書士の業務は、依頼人から感謝の言葉をいただく事も多く非常にやりがいを感じています。



**仲俣 充** 北信支部

- ①居酒屋巡り
- ②今日の自分が明日の自分を作る
- ③入国管理、会社設立
- ④諸先輩方に多くの事をご教授いただきつつ自分なりの考えを合わせていければと思います。



**宮本裕満** 北信支部

- ①家の古いオーディオセットで良質な音楽を聴くのが趣味です。録音状態さえ良ければ、ジャンルにこだわらず聴いています。
- ②継続は力なり
- ③相続業務。今回の二瓶先生の講義を聴き、遺言書（自分のではなく）の作成を益々やりたくになりました。入管業務にも魅力を感じます。
- ④結構いろいろなものに今までのめり込んでやってきました。そんな自分は、どちらかと言うと興味あるものを深く突きつめたい方の性格だと思っています。それが良いことかどうかは分かりませんが、行政書士として、これこそは追求できるものを得、それが少しでも他人の役に立つなら思いきって入った価値を感じられるかも知れません。



**松本康志** 北信支部

- ①読書（法律・政治・経済はもちろん、古代史・民俗学・物理学・天文学・宇宙論・医学生理学などの分野も。乱読です）、寺社仏閣巡り、山歩き
- ③各種許認可はもちろんですが、相続や契約書作成・点検などの権利・義務関係の分野に力を注ぎたいと思っております。
- ④紛争やトラブルを予防し、適法・合目的なビジネス展開をアドバイスして、地域活性化に資する業務を目指したいと思っております。法的無医村のような地域なので、少しでも専門的知見で役に立てたらと願っています。



**神田泰斗** 北信支部

- ①特にありません。
- ②特にありません。
- ③既存顧客への業務に継続して取り組みます。
- ④公認会計士、税理士に続く3つ目の資格保有となりました。

# 事 業 報 告

## コスモスしなの会員更新研修会（公開講座）開催報告

（一社）コスモス成年後見サポートセンター  
長野県支部（コスモスしなの） 柳澤 誠

コスモスしなのでは、7月16日（土）にコスモス会員の受講が必須とされている会員更新研修会を開催致しました。今回は、長野県行政書士会会員の皆様にもコスモスの成年後見支援実務を知っていただく機会になればと考え、公開講座としてご案内をさせていただきましたところ15名の皆様にご参加いただき、総勢48名での開催となりました。また、導入されたばかりのオンライン研修システムをお借りしてZoomミーティングと併用で実施をさせていただきました。広い長野県において会場までの移動が難しい遠方の会員も気軽に研修に参加できる仕組みを整えていただき、その設備をお貸しいただきましたこと、この場をお借りして御礼申し上げます。

今回は、業務管理説明と実務意見交換会とともに、新たな試みとして、長野県精神保健福祉士協会より二宮美和様をお招きし、「精神障害の生活のしづらさ」と題してご講演をいただきました。行政書士である我々は成年後見支援実務においても法律家としての視点が主になりがちですが、ご本人の生活をサポートするためには、法的サポートとともにご本人の状態に即した福祉的な視点に立ったサポートも必要となります。私自身も実際の後見等支援を行う中で「ご本人はなぜ、そのような事をされるのだろうか？」と考え込んでしまうような不合理に感じる行動をされる事もありますが、障害によってご本人が実際に感じている困難があることに起因しているのです。今回の講義では、グループワークも含めて精神疾患をお持ちの方が実際に感じている生活のしづらさを知ることによって実際の後見等支援実務に生かすことができるものとなりました。



成年後見支援は、行政書士の社会貢献活動でハードルが高いように感じられる会員もおおいになるかもしれませんが、人と人との関係性を大切にする仕事で、お話を聴いたり、人のために何かをしてあげたいとの思いがある方に取り組んでいただきたいと思います。成年後見支援業務から相続、遺言といった業務へとの繋がりもありますので、ぜひ多くの皆様に関わっていただければ幸いです。

## 行政書士紛争解決センター調停実施と合意

長野県行政書士紛争解決センター  
センター長 和田 英幸

行政書士ADR（裁判外紛争解決手続）は日行連が社会貢献の一環として進めている事業です。現在、全国19単位会がセンターを開設し業務を行っており、長野会は全国18単位会目として平成31年2月1日に設立し現在に至っています。

長野県行政書士紛争解決センター（ADRセンター）においては、これまでADRに関しての問合せやトラブルに関する相談を受けてきましたが、この度、ADRセンター初の調停として愛玩動物関係について調停申込みがあり、令和4年7月27日に第1回目の期日を実施し、即日当事者の合意がされました。

当該事件は中信支部エリアにお住いの女性（申込人）が飼い犬に関するトラブルについて地元自治体から本会中信支部を紹介されたことにより、本会事務局からADRセンター長という流れで相談から申込受付の対応をさせていただきました。

申込人、相手方がともに早々に調停実施を希望したことから、電話と出張により手続きを進め、行政書士調停人2人と弁護士調停人1人との紛争解決小委員会を会館で開催し当該事件の争点や課題、進め方などを話し合い調停に臨みました。調停当日は長野市の行政書士会館ではなく出張による調停を行い、弁護士調停人が自身の事務所で待機をしていただく中で、行政書士調停人2人が調停を進め、センター長と事務局員が事務処理を対応して当初の予定時間大きく延長しましたが合意書作成から手渡しまで出張先の現地ですべて完了することができました。

日行連が進めているADR調停手法は、対話促進型自主交渉援助型といわれ、自己概念の枠組み（固定された概念）を離れ、聴くことを重要視し、相手の立場に立った新たな概念（枠組み）を持つことにより当事者の話し合いを円滑に促進していく手法です。その技術（ツール）としては、傾聴、言葉の言い換えや言葉の繰り返し、質問の仕方（開かれた質問）などの技法があり、調停人の研修会では繰り返し学習し訓練して身に付けて行きます。

これまで約10数年にわたり会員を対象にしたADRの手続実施者養成研修会や相談業務に関する研修会で、ADRの各種技法を使った無料相談会での対応の仕方や会員事務所における相談業務に活かしていく研修会を実施しました。これにより多くの会員がADR技法に触れてきたと思います。ADR技法は、相談業務の基本となり、他人とのコミュニケーション能力を高めるためにも有効なツールとなります。多くの会員がADR技法を知ってもらい自身の業務に活用していただければ幸いです。

最後になりますが、今後もADR4分野（外国人、自転車、愛玩動物、住宅敷金）に関する紛争について、会員皆様、又は、支部事務局に相談があった場合は本会事務局までお知らせください。行政書士調停人と弁護士調停人による連携でADRによる事件処理を行います。

本会会員の皆様のご理解ご協力をよろしく願いいたしまして、ADRセンターからのご報告といたします。



# 車検証電子化と記録等事務代行制度についての研修会報告

運輸交通副部長 中塚 千夏

令和4年7月27日に令和5年1月からの導入が想定されている自動車検査証（以下車検証）の電子化及びそれに伴ってスタートする記録等事務代行制度についての研修会を運輸交通部主催により長野県行政書士会館にて開催しました。

研修会では運輸交通部の宮本徹部員が講師として担当し、長野県内でもコロナ感染者が急増する中、オンラインも含めて多くの方にご参加頂きました。

車検証をICカード化することにより継続検査等のOSS申請を行ってもなお残る車検証の受取のために陸運支局への来訪を不要とするため、行政書士などの申請代理人もしくは整備事業者等のOSS手続き代行者において車検証情報を更新出来るよう、現在準備が進んでいます。

電子化された車検証の更新や検査標章の印刷を行政書士もしくは整備工場でするため、記録等事務代行制度という新たな制度が始まり、これらの委託事務をする場合は事前に委託申請の必要があります。

国土交通省の車検証電子化の特設サイトが出来ていますので詳細はこちらにてご確認ください。<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>

またこれらの委託事務を行うためにはOSS申請をすることが前提となりますので、併せてOSS申請の出来る適切な設備を備える必要があります。

上記継続検査以外でも住所変更等の変更登録の一部分でも陸運支局へ出頭不要となり電子車検証の書き換えを行政書士のみが代理人として更新

することが出来る制度となっています。我々行政書士は中間登録（移転、変更、抹消等）に関しては唯一の代理人となっています。会員の皆様におかれましてもこれを機にOSS申請を積極的に行い、令和8年の3月までに中間登録のOSS利用率を20%に引き上げる（令和2年度末では利用率0.15%）政府目標に少しでも近づけるべく努力することが行政書士の職域確保に繋がるものと思いますので、車検証電子化を機により多くの会員の皆様に御周知頂くとともに積極的な導入にご理解を頂けますよう、宜しく願い申し上げます。



# 長野県外国人材受入企業サポートセンター主催 「外国人材活用セミナー」開催のご報告

長野県外国人材受入企業サポートセンター  
センター長 赤羽 康志

令和4年度の「外国人材活用セミナー」が始まりました。今年度も講師は当センターの相談員が担当し、入管法に規定された基本的な手続の概要から例外的な事案に関する注意点などについて、具体的な事例や最新の動向を交えて解説する内容となっています。今年度はMicrosoft TeamsによるWEB参加方式も取り入れ、より参加しやすくなりました。セミナー後半には長野労働局の担当者から「外国人材を雇用する際の注意点」についての講義をいただき、外国人材受入企業に向けて、入管法のみならず、労働法上のルール・手続についても改めて遵守を促す機会を設けています。新型コロナウイルス感染症に関する水際対策措置が緩和され、外国人材の新規入国が活発になってきました。日本人を雇用する場合に比べて注意しなければならない点が多いため、採用に当たっては慎重な判断が求められます。また、長野県からの要請に応じるかたちで「やさしい日本語」を周知するためのコーナーも設けています。令和4年度のセミナーは今後、10月に諏訪合同庁舎で開催するほか、11月は佐久合同庁舎、12月は伊那合同庁舎での開催が決定しています。

県内企業・団体からの外国人材受入れに関する相談については、引き続き電話・ウェブサイトで受け付けています。今後も外国人材の適法かつ円滑な受入れをサポートするため、在留管理制度や雇用のルールに関する情報提供を続けてまいります。

第1回 8月5日 会場：長野合同庁舎 講師：赤羽康志 五味直美（やさしい日本語）

「外国人材受入れの対象となる在留資格について」と題し、在留資格の種類と特徴、在留資格該当性、上陸許可基準、相当性など外国人材を受け入れる際の基本となる知識を中心に解説しました。いわゆるコロナ特例で在留中の外国人の特例措置終了に伴う今後の対応についても情報を共有しました。



第2回 9月1日 会場：松本合同庁舎 講師：八幡徳広 五味直美（やさしい日本語）

「特定技能制度について」をテーマに、同制度の概要の説明と申請手続について事例を交えて解説しました。比較的新しい在留資格であることや、人手不足が深刻な業種が対象であることなどから県内企業の関心が高い在留資格ですが、制度の見直し時期に来ていることや、業種による人材の偏りを是正する必要などを理由に細かい改正が相次いでいるため、情報のアップデートが重要となります。本テーマでのセミナーは12月にも予定しています。



## 農林建設部研修会報告ほか

農林建設部 柳澤 祥子

農林建設部は、1月・3月・6月と建設業許可・経営事項審査制度の申請方法変更にもなう内容の研修を続けて実施してまいりました。多くの会員の皆様にご参加いただき、影響の大きさを実感いたしました。

8月29日の研修は、新規入会員や新規開拓を視野に入れた会員向けに、実務基礎研修を実施しました。



赤羽副会長あいさつ



奈良木部長あいさつ

建設業許可申請・経営状況分析に必要な財務諸表の作成実習及び作成の留意点について、ワイズ公共データシステム西方ふみこ氏をお迎えし、分析機関の視点からご講義いただきました。

建設業許可申請・経営状況分析においては、税務申告用決算書から建設業財務諸表へ振替える必要があります。分析機関に寄せられる質問のなかで特に多いものや申請された後、頻度の高い修正点等、事例を学びました。その後、用意された決算書から実際に建設業財務諸表を作成しました。



研修会

研修の形式として、前回に引き続き、オンライン配信も同時に行いました。地理的、時間的に会場参加が難しい会員において、スマートフォンやパソコンがあれば参加いただける環境を整えることは、とても重要であると考えます。また、今回初の試みとして、株式会社ワイズ様に協力いただき、何らかの事情で参加されなかった方、復習を希望される方のために、今回の申込者48名の会員の皆様へ期間限定で同内容の動画を配信いたしました。

次回研修は、令和5年1月1日より運用開始される建設業許可等電子申請にかかる内容となる予定です。ぜひご参加いただきますようよろしくお願い申し上げます。



## 新入会員登録証交付式

長野県行政書士会館にて、下記のとおり、副会長より新入会員へ登録証が交付され、記念撮影が行われました。

※敬称略、( ) は支部

---

7月7日(木) 13:30～14:30 (7月1日付登録: 2名)

---



(左から) 征矢ひろみ (中信) 【松島副会長】 矢島裕二 (中信)

---

8月8日(月) 14:30～15:30 (8月1日付登録: 1名)

---



(左から) 宮下博明 (中信) 【荻原副会長】

---

8月25日（木）13：30～14：30（8月15日付登録：2名）

---



（左から）湯山吉人（東信）【松島副会長】 井上夏希（東信）

---

9月9日（金）14：00～15：00（8月15日付登録：1名、9月1日付登録：2名）

---



（左から）三輪正智（南信） 倉田幸恵（中信）【荻原副会長】 関 祐一（南信）

---

9月22日（木）13：30～15：00（9月15日付登録：2名）

---



（左から）清水聖也（諏訪）【赤羽（公）副会長】 関 敦志（諏訪）

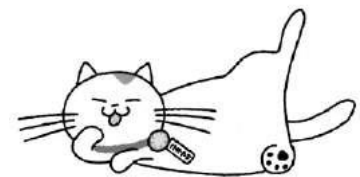
---

10月7日（金）13：30～14：30（10月2日付登録：2名）

---



（左から）青井慎吾（諏訪）【赤羽（康）副会長】 高橋克実（中信）





# 業 務 資 料

日行連発第673号  
令和4年8月26日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会  
会 長 常 住 豊  
総務部  
部 長 宮 本 重 則

## 職務上請求書の取扱いに係る会員への周知について

日頃より本会の運営にご協力いただき、御礼申し上げます。

昨年、会員による職務上請求書の不正使用事件が発生したことを受け、再発防止を目的として日本行政書士会連合会職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則を一部改正いたしました。施行は令和4年改正の会則の認可の日となりますことから、令和4年8月19日付・日行連発第623号におきまして、各単位会における職務上請求書関係事務に係る運用マニュアルをお送りさせていただきました。

本件に関しましては、会員各位にも当該規則に基づいた新たな取扱いをお願いすることになりますため、この度、別添のとおり会員へのご案内文書をご用意いたしましたのでお知らせいたします。

つきましては、お手数をおかけいたしますが、所属会員へご周知いただきたく存じます。

なお、会員専用ホームページ（連 con）及び月刊日本行政においても、本件に関して掲載いたしますことを申し添えます。

ご多用の折、恐縮ではございますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以 上

別添：「職務上請求書の取扱いが変更されます（令和4年8月）」

# 職務上請求書の取扱いが変更されます

令和4年8月  
日本行政書士会連合会

昨年、会員による職務上請求書の不正使用事件が発生したことを受け、再発防止を目的として日本行政書士会連合会職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則（以下「規則」という。）が一部改正・施行されることとなりました。会員の皆様におかれましては、当該規則に基づいた新たな取扱いをお願いすることになります。

つきましては、この度の変更となりました取扱い内容をご案内しますので、ご参照の上、職務上請求書の適正な使用について励行いただくとともに、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 職務上請求書の使用冊数に基準が設けられます

- (1) 2回目以降の購入を希望する際に提出する職務上請求書控え綴りについて、誤記入や不明瞭な記載の頻出、その他使用方法又は記載内容に疑義が見受けられた場合、また、**基準を超える使用頻度**が確認された場合には、職務上請求書払出しの可否について審査がなされます。

### **基準を超える使用頻度**の基準について

① 基準冊数

**1年間で10冊又は1か月間で2冊**（法人の場合は1社員当たりの冊数）

② 基準を超える使用があった場合の確認方法

- a) 1年間で10冊を超えたとき  
… 理由書及び請求に係る業務の内訳の提出を求められます。  
b) 1年間で20冊又は1か月間で2冊を超えたとき  
… 理由書及び事件簿の提出を求められます。

③ 日行連への報告

**1年間に20冊**を超える使用があった場合、当該会員の氏名、登録番号、理由書、その他必要な事項が各单位会から日行連に報告されます。

- (2) 審査の結果、疑義が解消されなかった場合、一定期間、職務上請求書の払出しが凍結されることがあります。

## **疑義ある事案への措置として提出書類が追加されます**

職務上請求書の使用上及び保管・管理上の責務への違背の疑義により単位会長から求められた場合、未使用の職務上請求書（一部使用済みのものを含む。）、職務上請求書の使用済み控え、事件簿、領収証の控えその他必要な書類を提出しなければなりません。

## **職務上請求書の不適切な使用又は管理を理由とした処分の罰則が強化されます**

(1) 職務上請求書の不適切な使用又は管理を理由として都道府県知事又は単位会長から処分がなされた場合、保有している未使用の職務上請求書（一部使用済みのものを含む。）のすべてを、単位会にすみやかに返戻しなければなりません。

(2) 以下に掲げる期間において、職務上請求書の購入及び使用が禁止されます。

### ① 知事処分

- ・ 戒告（法第14条第一号、法第14条の2第一号）  
⇒ 処分の日から**2年**
- ・ 2年以内の業務の停止、2年以内の業務の全部又は一部の停止、当該都道府県の区域内にある当該行政書士法人の事務所についての2年以内の業務の全部又は一部の停止（法第14条第二号、法第14条の2第1項第二号、同条第2項第二号）  
⇒ 業務の停止の日から期間終了の翌日より**4年**
- ・ 業務の禁止（法第14条第三号）  
⇒ 欠格事由に該当するため行政書士登録は抹消となるが、その後**再登録された場合であっても、職務上請求書の購入及び使用は禁止される。**

### ② 単位会長処分

- ・ 訓告 ⇒ 処分の日から**2年**
- ・ 会員権の停止処分 ⇒ 会員権の停止の日から期間終了の翌日より**2年**
- ・ 廃業勧告、解散勧告 ⇒ **以後、職務上請求書の購入及び使用は禁止される。**  
一度廃業し再登録した場合であっても、購入及び使用の禁止は継続される。

※ 本内容は会員専用ホームページ（連 con）においてもお知らせいたします。

以 上



令和4年8月15日

日行連発第622号  
令和4年8月19日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会長 殿

日本行政書士会連合会  
会 長 常 住 豊

厚生労働省年金局事業管理課長

厚生年金保険・健康保険の適用拡大に係る協力依頼について

厚生年金保険・健康保険の適用拡大に係る協力依頼について

日頃より本会の運営にご協力いただき、御礼申し上げます。  
標記の件について、今般、厚生労働省より、別添のとおり本会へ協力要請がございまして。

つきましては、提供がございました周知チラシとともに送りたいと思いますので、所属会員へご周知いただきますようお願いいたします。

なお、本会ホームページにおいても、本件に関して掲載しておりますことを申し添えます。

ご多用の折、お手数をおかけし恐縮ではございますが、ご理解・ご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

以 上

平素より年金事業にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、貴会におかれましては、ご承知のとおり、厚生年金保険・健康保険制度において、適用事業所となる事業所に土業を加える旨の改正法が令和4年10月に施行され、行政書士の業務を営む個人事業所においても、常時5人以上の従業員を使用する場合は、厚生年金保険・健康保険の適用対象となります。

厚生労働省・日本年金機構では、当該改正に際して適正な適用を図ってまいりたいと考えており、土業の皆様へ向けた周知のためのチラシを別添のとおり作成いたしました。

貴会におかれましては、当該チラシについて、貴会会報、ホームページ、会員向けメール等により貴会会員に周知をしていただけていますと大変幸いです。

何卒、ご高配をいただきますようお願いいたします。

別添1：厚生年金保険・健康保険の適用拡大に係る協力依頼について（厚生労働省年金局事業管理課長）

別添2：周知用チラシ「法律・会計に係る業務を行う土業のみなさまへ」

厚生労働省  
から法律改正の  
お知らせ

## 法律・会計に係る業務を行う 士業のみなさまへ

# 令和4年10月から 5人以上の従業員を雇用している 士業の個人事業所は 社会保険への加入が必要です。

- 令和4年10月から、常時5人以上の従業員を雇用している士業の個人事業所については、厚生年金保険・健康保険の強制適用事業所になります。
- 強制適用事業所になると、対象となる従業員の方を被保険者にする必要ががあります。
- 新規適用届、被保険者資格取得届等の届出が必要となります。

### 適用の対象となる士業

弁護士 沖繩弁護士 外国法事務弁護士 公認会計士 公証人 司法書士  
土地家屋調査士 行政書士 海事代理士 税理士 社会保険労務士 弁理士

### 被保険者となる方

- 適用事業所となる場合、以下の方は厚生年金保険・健康保険の被保険者となります。

- ① 正社員の方
- ② パート・アルバイト等のうち、1週間の所定労働時間および1ヶ月の所定労働日数が正社員の4分の3以上である方

- ※ 厚生年金保険は、原則70歳に達するまでの加入となります。
- ※ 外国人であっても加入要件を満たした場合、国籍を問わず被保険者になります。
- 個人事業所の事業主の方は厚生年金保険・健康保険の被保険者になりません。ご注意ください。
- 士業の個人事業所に係る社会保険の加入について、詳しくは日本年金機構HPをご覧ください。  
(<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2021/20211118.html>)



## 個人事業所の適用に関するQ&A

Q1 社会保険への加入に必要な届出は何ですか？

A 日本年金機構（事業所の所在地を管轄する事務センター等）に「新規適用届」と「被保険者資格取得届」の提出が必要です。その他、「被扶養者異動届」などが必要になる場合もあります。申請に関する詳細については、日本年金機構HPをご参照ください。

(<https://www.nenkin.go.jp/service/kouunen/tekiyo/jiyoshu/20150311.html>)



また、提出には是非電子申請をご利用ください。

(<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>)

(新規適用の手続) (電子申請)

Q2 「常時5人以上の従業員」にはどのような従業員が含まれますか？

A 正社員に加え、週の所定労働時間及び月の所定労働日数が、同じ事業所で同様の業務に従事している正社員の3/4以上の従業員となります。  
(従業員には、パート・アルバイトを含みます。)

※ 日々雇い入れられる方などの「常時使用される」者でない場合は、含まれません。詳しくは、日本年金機構HPをご参照ください。

(<https://www.nenkin.go.jp/service/kouunen/tekiyo/jiyoshu/20150318.html>)



Q3 共同代表の場合、社会保険の手続きはどのようにになりますか？

A 従業員と雇用契約を締結している代表者が、その雇用している従業員の人数などの雇用状況に応じて、事業主として手続きを行います。なお、代表者が連名で従業員と雇用契約を締結している場合は、代表者間で調整の上、いずれかの者を事業主とすることとなります。

Q4 従業員が他の事務所と兼業しています。適用になりますか？

A 従業員が社会保険の適用となるかどうかは、それぞれの適用事業所ごとに判断します。具体的には、適用事業所ごとに週の所定労働時間及び月の所定労働日数が同じ事業所で同様の業務に従事している正社員の3/4以上かどうかで判定します。

※ 複数の適用事業所で適用となる従業員は、資格取得届と同時に二以上事業所勤務届を提出する必要があります。

Q5 令和4年10月より前に適用事業所になることはできますか？

A 従業員の半数以上が同意し、事業主が申請して厚生労働大臣の認可を受けた場合、適用事業所になることができます。詳しくは、日本年金機構HPをご確認ください。

(<https://www.nenkin.go.jp/service/kouunen/tekiyo/jiyoshu/20150310.html>)



## Q6 既に社会保険の任意適用事業所となっているときは届出が必要ですか？

A 事業所が令和4年9月30日時点で社会保険の任意適用事業所であるときは、必要なら届出が必要となります。具体的には次のとおりです。

① 厚生年金保険及び健康保険の任意適用事業所である場合

届出は不要です。

② 厚生年金保険のみ任意適用事業所である場合

健康保険について、事業所の「新規適用届」と従業員の「被保険者資格取得届」が必要となります。ただし、令和4年10月1日以前に国民健康保険組合の被保険者であった方で、同日以降も引き続き国民健康保険組合の被保険者となることを希望する場合は、健康保険の「被保険者資格取得届」に代えて、14日以内に健康保険の「適用除外承認申請書」が必要となります。

③ 健康保険のみ任意適用事業所である場合

厚生年金保険について、事業所の「新規適用届」と従業員の「被保険者資格取得届」が必要となります。

※ 厚生年金保険及び健康保険のいずれも任意適用事業所ではない場合

Q1の答えのとおり必要届出を行ってください。  
ただし、健康保険については、令和4年10月1日以前に国民健康保険組合の被保険者であった方で、同日以降も引き続き国民健康保険組合の被保険者となることを希望する場合は、健康保険の「被保険者資格取得届」に代えて、14日以内に健康保険の「適用除外承認申請書」が必要となります。

詳しくは「ねんきん加入者ダイヤル」までお気軽にご相談ください

ねんきん  
加入者ダイヤル

0570-007-123 (ナビダイヤル)

03-6837-2913 (050から始まる電話でおかけになる場合)

・受付時間：月～金曜日：午前8時30分～午後7時 第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※ 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

## (事業主のみならず)

### 年金を受給しながら働いている従業員の方々への周知のお願い

#### 適用拡大に係る老齢厚生年金の支給停止に関する経過措置

##### 1. 障害者または長期加入者の特別対象者への経過措置

老齢厚生年金を受給している65歳未満の方のうち、障害者（障害者厚生年金の1級から3級に該当する障害者の程度にある方）または長期加入者（厚生年金保険の被保険者期間が44年以上ある方）であることにより特別支給の老齢厚生年金の定額部分を支給されている方が厚生年金保険の被保険者になると、年金の定額部分（加給年金額）が加算されているときは加給年金額も含む。）が全額支給停止となります。

これについては、社会保険の適用拡大に伴う経過措置が設けられており、令和4年9月30日以前から上記特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している方で、同日以前から引き続き同じ事業所で働いている方が、土曜日の適用拡大により令和4年10月1日から新たに被保険者となった場合は、「障害者・長期加入者特別に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届」を提出することで、年金の定額部分を引き続き支給することができ

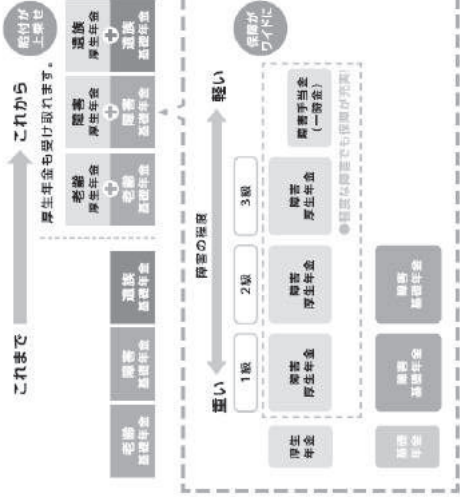
ます。  
※ この経過措置は令和4年10月1日付けで新たに被保険者資格を取得したことが要件となるため、被保険者の資格取得年月日について適切に届出いただきますようお願いいたします。

##### 2. 経過措置に関する手続き

経過措置の対象となる方が、「障害者・長期加入者特別に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届」を年金事務所へご提出いただくことで、年金の定額部分を引き続き支給することができ、従業員の皆さまへの周知をお願いいたします。

## 被用者保険の適用拡大のメリット

年金の3つの保障が充実！  
年金が“2階建て”になり  
保障がワイドになります！



メリット  
あんしんの医療保険が  
さらに充実！

傷病手当金  
産休期間中、  
給与の2/3相当を支給

出産手当金  
産休期間中、  
給与の2/3相当を支給



適用拡大特設サイト

<https://www.mhiw.go.jp/tekiyoukukudai/index.html>



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

日本年金機構  
Japan Pension Service





4 建政第136号  
令和4年(2022年)9月1日

一般社団法人長野県建設業協会長 様  
長野県建設産業団体連合会長 様  
長野県行政書士会長 様

長野県建設部長  
(公印省略)

建設業法施行規則等の一部改正による  
経営事項審査の改正について(通知)

このことについて、令和4年8月15日付けで国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から別添のとおり通知がありました。ついては、下記及び別添の経営事項審査改正内容について貴会会員への周知に御配慮願います。

なお、県としては、建設業者等に対し、公式ホームページ、メールマガジン等により本改正内容について広く周知してまいります。

記

- 1 令和4年8月15日以降の申請において適用となる改正
  - ・ 監理技術者の加点可能な期間を「講習修了日の属する年の翌年から5年間」に変更※本改正内容については、既に審査に反映しております
- 2 令和5年1月1日以降の申請において適用となる改正
  - ・ 「えるぼし」「くるみん」「ユースエール」の認定取得状況を加点対象に新設
  - ・ 建設機械の保有状況について、加点対象となる建設機械を追加
  - ・ 環境配慮に関する取組について、「エコアクション21」の認定取得状況を加点対象に追加
- 3 令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請において適用となる改正
  - ・ 「CCUS(建設キャリアアップシステム)の活用状況」を加点対象に新設

※本改正について(県ホームページURL)

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensetsu/infra/kensetsu/kyoka/shinsa/index.html>

長野県建設部建設政策課建設業担当  
(課長)小池 広益(担当)大島 忠幸  
TEL 026-235-7314  
FAX 026-235-7420  
E-mail: [kensetsu@pref.nagano.lg.jp](mailto:kensetsu@pref.nagano.lg.jp)

事務連絡  
令和4年8月15日

各地方整備局等建設業担当部長 殿  
各都道府県建設業主管部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局  
建設業課長

### 建設業法施行規則等の一部改正について

今般、経営事項審査において、「担い手の育成・確保」、「災害対応力の強化」及び「環境への配慮」に関する取組を行う建設業者を適正に評価し、その取組を後押しするため、「建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）」、「建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）」及び「経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定めた件（平成16年国土交通省告示第182号）」（以下これらをまとめて「告示」という。）並びに「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）（平成20年国総建第269号。以下「通知」という。）」を下記のとおり改正したところです。

併せて、令和5年1月より建設業許可等電子申請システムの運用が開始することを踏まえ、規則において所要の改正を行ったところです。

貴職におかれては、改正内容を十分御了知いただき、その運用に当たり遺漏なきようお願いいたします。

### 記

#### 1. 経営事項審査における社会性等（W）の評価項目の改正

経営事項審査における社会性等（W）の評価項目を再編し、現行の「労働福祉の状況（W1）」、「若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況（W9）」及び「建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況（W10）」に以下の①～④の項目をあわせ、新たに「建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況」として評価することとした。

- ①審査基準日における女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「えるぼし認定（1段階目）」「えるぼし認定（2段階目）」「えるぼし認定（3段階目）」「プラチナえるぼし認定」の取得状況

- ②審査基準日における次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「くるみん認定」「トライくるみん認定」「プラチナくるみん認定」の取得状況
- ③審査基準日における青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく「ユースエール認定」の取得状況
- ④審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った日本国内の「民間工事を含む全ての建設工事」又は「全ての公共工事」における建設キャリアアップシステム上で直接入力以外の方法により就業履歴を蓄積できる体制（建設現場でのカードリーダー設置等）の整備状況

また、「建設機械の保有状況（W7）」として以下の⑤を、「国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況（W8）」として以下の⑥をそれぞれ新たに評価することとした。

- ⑤審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約により使用する以下の建設機械の保有台数
  - ・土砂等を運搬する貨物自動車であって、自動車検査証の「車体の形状」の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載があるもの
  - ・労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第13条第3項第34号に規定する作業床の高さが2メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械
- ⑥審査基準日におけるエコアクション21の認証の取得状況

なお、これらの改正については、令和5年1月1日から施行することとする。

(※) ①～③については、以下の点に留意すること。

- ・申請時に、各認定を取得していることを証する書面（基準適合一般事業主認定通知書等）の写しの提出を求めること。
- ・厚生労働省の公表資料やデータベース等により、認定取消や辞退がなされていないことを確認すること。

(※) ④については、以下の点に留意すること。

- ・令和5年8月14日以降に終了日を迎える事業年度から審査対象となること。
- ・評価対象となる「民間工事を含む全ての建設工事」及び「全ての公共工事」については、建設業許可を要しない軽微な工事（請負代金額500万円未満（建築一式工事の場合は1,500万円）の工事又は建築一式工事のうち延べ面積が150㎡に満たない木造住宅を建築する工事）、災害協定に基づき行う災害応急対策及び既契約において発注者の指示により行う災害応急対策は対象としていないこと。
- ・申請時に、「民間工事を含む全ての建設工事」又は「全ての公共工事」で必要な措置を実施したことを誓約する書面の提出を求めること。

(※) ⑤については、申請時に売買契約書の写し又はリース契約書の写し及び特定自主検査記録表又は自動車検査証の写しの提出を求めること。



(※) ⑥については、申請時にエコアクション21により認証されていることを証する書面の写しの提出を求めること。

(規則第18条の3・別記様式第25号の14・第25号の15、告示・通達関係)

## 2. 経営事項審査における技術力（Z）の改正

「許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数（Z1）」として、監理技術者講習受講者を評価しているところであるが、規則第17条の19で定められる専任の監理技術者として配置可能な期間と整合性をあわせるため、経営事項審査においても、講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過しない者を評価することとした。

なお、当該改正については、令和4年8月15日から施行することとする。

(告示・通達関係)

## 3. 許可申請の電子化に伴う提出書類の省略

建設業許可申請時に必要な建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号に掲げる基準（技術者資格）を満たしていることを証する書類について、電子申請を行う場合には、当該書類のうち、規則別記様式第8号による証明書（専任技術者証明書）以外の国土交通大臣が定める書類の提出を省略することができることとした。

また、規則第4条第1項各号に掲げる書類（登記事項証明書等）についても、電子申請を行う場合には、同項第6号から第11号まで、第14号及び第15号に掲げる書類のうち国土交通大臣が定める書類の提出を省略することができることとした。

なお、電子申請時に提出を省略することのできる国土交通大臣が定める書類については、別途、告示により定める予定である。

(規則第3条・第4条・第13条関係)

(添付資料)

- 別添1-1 建設業法施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第60号）
- 別添1-2 規則別記様式第25号の14別紙3（改正後）
- 別添1-3 規則別記様式第25号の15（改正後）
- 別添2-1 建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件及び経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定めた件の一部を改正する告示（令和4年国土交通省告示第827号）
- 別添2-2 建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（改正後）
- 別添2-3 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定め

た件（改正後）

- 別添 3 - 1 経営事項審査の事務取扱いについての改正について（通知）（令和 4 年 8 月 15 日国不建第 237 号）
- 別添 3 - 2 経営事項審査の事務取扱いについて（改正後）
- 別添 3 - 3 経営事項審査の事務取扱いについて（新旧対照表）

# 経営事項審査の主な改正事項

(令和5年1月1日・一部令和4年8月15日改正)

## 【令和5年1月1日改正】

### (1) 経営事項審査におけるその他社会性(W)改正の概観

- 1 W1-9 ワーク・ライフ・バランス(WLB)に関する取組の審査基準及び評点
- 2 W1-10 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況
- 3 W1-10の改正時期及び総合評定値算出係数の改正内容
- 4 W7 建設機械の保有状況の改正内容
- 5 W8 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の有無の改正内容

## 【令和4年8月15日改正】

### (2) その他改正事項(監理技術者講習受講者の経審上の加点関係)



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



## (1) 経営事項審査におけるその他社会性(W)改正の概観

- 現行の「労働福祉の状況(W1)」、「若年の技術者及び技能者の育成及び確保の状況(W9)」及び「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況(W10)」に新設した「ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況」、「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」をあわせ、新たに「建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況」として評価することとした。
- また、「建設機械の保有状況(W7)」及び「国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況(W8)」の加点対象を拡大・追加することとした。

【現行】		【改正後】	
項目	評点(最大)	項目	評点(最大)
W1 労働福祉の状況	(45)	W1 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	(77)
①雇用保険の加入状況	-40	①雇用保険の加入状況	-40
②健康保険の加入状況	-40	②健康保険の加入状況	-40
③厚生年金保険の加入状況	-40	③厚生年金保険の加入状況	-40
④建退共の加入状況	15	④建退共の加入状況	15
⑤退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15	⑤退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15
⑥法廷外労災制度の加入状況	15	⑥法廷外労災制度の加入状況	15
		⑦若年技術者及び技能者の育成及び確保の状況	2
		⑧知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10
		⑨ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	5
		⑩建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	15
			新設
W2 建設業の営業年数	60	W2 建設業の営業年数	60
W3 防災活動への貢献の状況	20	W3 防災活動への貢献の状況	20
W4 法令順守の状況	-30	W4 法令順守の状況	-30
W5 建設業の経理の状況	30	W5 建設業の経理の状況	30
W6 研究開発の状況	25	W6 研究開発の状況	25
W7 建設機械の保有状況 (災害復旧工事で活用される代表的な6機種について加点)	15	W7 建設機械の保有状況 (既存の6機種の外に加点対象を拡大)	15
			拡大
W8 国際標準化機構が定めた規格による登録状況	(10)	W8 国又は国際標準化機構が定めた規格による登録状況	(10)
①ISO9001	5	①品質管理に関する取組(ISO9001)	5
②ISO14001	5	②環境配慮に関する取組 (ISO14001、エコアクション21)	5
			追加
W9 若年技術者及び技能者の育成及び確保の状況	2		(EA21は3点)
W10 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10		
合計(最高点)	217	合計(最高点)	237

W1に再編

Wの素点が大きく増加することから、総合評定値P点への換算式を変更。(詳細は(1)-3参照)

(1)-1 W1-9 ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況(新設)

令和5年1月1日以降の申請で適用

- 内閣府による「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」(平成28年3月22日内閣府特命担当大臣(男女共同参画)決定)に基づき、「女性活躍推進法に基づく認定」、「次世代法に基づく認定」及び「若者雇用促進法に基づく認定」について、審査基準日における各認定の取得をもって、以下の評点で評価することとする。

認定の区分		配点
女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし	5
	えるぼし(第3段階)	4
	えるぼし(第2段階)	3
	えるぼし(第1段階)	2
次世代法に基づく認定	プラチナくるみん	5
	くるみん	3
	トライくるみん	3
若者雇用促進法に基づく認定	ユースエール	4

取得している認定のうち最も配点の高いものを評価(最大5点)

(例) 「プラチナえるぼし認定」「トライくるみん認定」を取得している場合「ユースエール認定」⇒配点の高い「プラチナえるぼし」を評価し5点

- ※ 「基準適合事業主認定通知書」「基準適合一般事業主認定通知書」等により認定の取得状況を確認する
- ※ 審査基準日において、認定取消又は辞退が行われている場合は、加点対象としない

(1)-2 W1-10 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況(新設)

令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用

- 建設工事の担い手の育成・確保に向け、技能労働者等の適正な評価をするためには、就業履歴の蓄積のために必要な環境を整備することが必要であり、CCUSの活用状況を加点対象とする。

**審査対象工事 ①～③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事**

- ① 日本国内以外の工事
  - ② 建設業法施行令で定める軽微な工事
  - ③ 災害応急工事
- 〔 工事一件の請負代金の額が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円に満たない工事) 〕  
〔 建築一式工事のうち面積が150㎡に満たない木造住宅を建設する工事 〕  
〔 防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事 〕

**該当措置 ①～③のすべてを実施している場合に加点**

- ① CCUS上での現場・契約情報の登録
- ② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法※でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
- ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出

※直接入力によらない方法  
就業履歴データ登録標準API連携認定システム(<https://www.auth.ccus.jp/p/certified>)により、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等

加点要件	評点
審査対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事で該当措置を実施した場合	15
審査対象工事のうち、全ての公共工事で該当措置を実施した場合	10

※ただし、審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点しない



### (1)–3 W1–10の改正時期及び総合評定値算出係数の改正内容

令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用

- W1–10に関しては、審査基準日が令和5年8月14日以降である申請について、審査項目に追加する。  
※仮に、審査対象期間外に加点要件を満たしている場合であっても、加点評価は実施しない
- 当該項目追加に合わせて、P点に占めるW点のウェイトが大きく増加するため、各項目間のバランスを維持するべく、総合評定値算出に係る係数を以下のように変更することとする。

現行	施行日(令和5年1月)以降 ※WLBに関する取組(最大5点)が審査項目に追加	CCUSの導入状況の審査項目追加後 ※CCUS導入に関する取組(最大15点)が審査項目に追加
$\frac{1,900}{200}$ (P点に占めるウェイト: 14.32%)	$\frac{1,900}{200}$ (P点に占めるウェイト: 14.59%)	$\frac{1,750}{200}$ (P点に占めるウェイト: 14.40%) ※現行を維持した場合のウェイト: 15.44%

#### 係数変更による影響例

	2023/3期	係数の変更	2024/3期		
W点の合計値	100	→	100	○ W点の変更がなかった場合を仮定 (W点各項目合計100点)	
(W)	950		875		○ 新設されるW1-⑨、⑩による加点がなかった場合には、 P点は、約11.25点下がることとなる。
(P)への換算値	142.5		131.25		

参考 現行のP点(総合点)への換算式  
 $(W) = W$ 点項目ごとの合計点数  $\times$  係数  $\frac{1900}{200}$   
 $(P) = (X1) \times 0.25 + (X2) \times 0.15 + (Y) \times 0.20 + (Z) \times 0.25 + (W) \times 0.15$

### (1)–4 W7 建設機械の保有状況の改正内容

令和5年1月1日以降の申請で適用

- 地域防災の観点から、災害時の復旧対応に使用され、また定期検査により保有(※)・稼働確認ができる代表的な建設機械の保有状況を加点評価している。  
※ 1年7月を超えるリース契約も保有と同様に加点
- 現在の加点対象に加え、実際の災害対応において活躍しているものの、経営事項審査上は加点対象となっていない建設機械が存在しており、災害対応力を適正に評価するため、加点対象建設機械を拡大

	法令根拠	機種	検査方法
現在の加点対象	安衛法施行令	ショベル系掘削機	特定自主検査
		ブルドーザー	
		トラクターショベル	
		モーターグレーダー	
	ダンブ規制法	移動式クレーン(つり上げ荷重3t以上) 大型ダンブ(土砂の運搬が可能な最大積載量5以上)	製造時検査又は性能検査 自動車検査
追加される建設機械	道路運送車両法	ダンブ(土砂の運搬が可能な全てのダンブ) 「ダンブ」「ダンブフルトレーラ」「ダンブセミトレーラ」	自動車検査
	安衛法施行令	締固め用機械	特定自主検査
		解体用機械 高所作業車(作業床の高さ2m以上)	

(1)-5 W8 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の有無の改正内容

令和5年1月1日以降の申請で適用

- 環境への配慮に関する取組として、国際標準化機構が定めた規格によるISO14001の登録状況を評価しているところ、脱炭素化に向けた取組が加速する中、環境問題への取組を適切に評価する観点から環境省が定める「エコアクション21」の認証取得状況を加点対象に追加することとした。
- エコアクション21はISO14001に比べ、認定にあたっての審査基準が少なく、また認証手続も簡便であることから、ISO14001の5点より下位の3点とし、いずれの認証も取得している場合には、これらの評点の合算は行わないこととする。

○ W8における各認証の配点

取組	認証名	配点
品質管理	ISO9001	5
環境配慮	ISO14001	5
	エコアクション21	3

※エコアクション21についても国際標準化機構が定めた規格による登録と同様に、認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限定されている場合には加点しない

○ 認証の取得状況によるW8の配点表

		ISO9001登録有	ISO9001登録無
ISO14001登録有	エコアクション21登録有	10点	5点
	エコアクション21登録無		
ISO14001登録無	エコアクション21登録有	8点	3点
	エコアクション21登録無	5点	0点

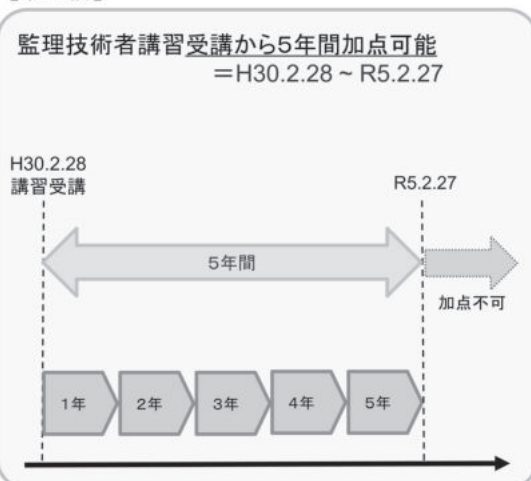
(2) 監理技術者講習受講者の経審上の加点内容の改正

令和4年8月15日以降の申請で適用

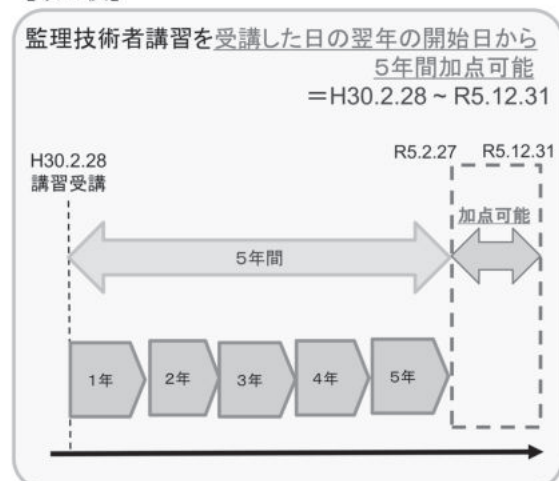
- 技術力(乙)の項目において、監理技術者の講習受講者を加点対象としているところ、建設業法上専任の監理技術者として配置可能な期間と経審上加点可能な期間にずれが生じていた
- 加点可能な期間を「講習修了の日の属する年の翌年から5年間」とした
- この改正は、令和4年8月15日以降の申請に適用する

(例)H30年2月28日に講習を受講した場合

【改正前】



【改正後】



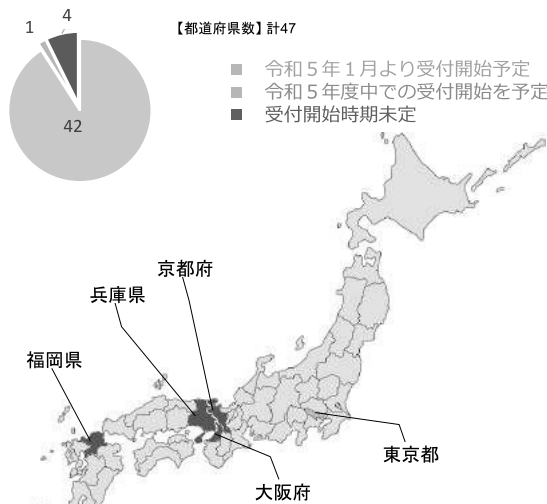
# 各許行政庁の建設業許可等電子申請受付開始時期

- 令和5年1月以降、建設業許可及び経営事項審査等の電子申請受付を順次開始予定
- 受付開始時期は、大臣許可は令和5年1月一斉開始、都道府県知事許可は令和5年1月より順次開始予定  
※従前通り、紙媒体による申請も受付

## 電子化の対象となる手続の範囲

建設業許可関係	許可申請 (新規許可、許可換え、般特許可、業種追加、更新)
	変更等の届出 (事業者の基本情報、経営業務管理責任者、営業所の専任技術者、営業所の代表者等)
	廃業等の届出
	決算報告
	許可通知書等の電子送付 ※各行政庁により取扱いは異なります。
経営事項審査関係	経営事項審査申請(経営規模等評価、総合評定値)
	再審査申請(経営規模等評価、総合評定値)
	結果通知書等の電子送付 ※各行政庁により取扱いは異なります。

## 都道府県知事許可の電子申請受付開始時期



※ 各行政庁の受付開始時期は、予算要求等の都合により前後する場合がございます

事務連絡  
令和4年(2022年)9月5日

一般社団法人長野県建設業協会 ご担当者様  
長野県行政書士会 ご担当者様

長野県建設部建設政策課建設業審査科

各許行政庁の建設業許可等電子申請受付開始時期の公表について(通知)

このことについて、令和4年9月1日付で国土交通省不動産・建設経済局建設業課において、下記HPにて公表がありました。  
公表内容のとおり、長野県知事許可等に係る申請についても、令和5年1月より受付開始を予定いたしますので、貴会会員様への周知にご配慮願います。  
詳細につきましては、今後、国土交通省からの連絡に合わせて随時共有させていただきます。

記

HP : 国土交通省HP ホーム>政策・仕事>土地・不動産・建設業>建設業>建設業・不動産業  
>建設業許可等電子申請システム  
URL : [https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_const\\_tk1\\_000001\\_00019.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html)

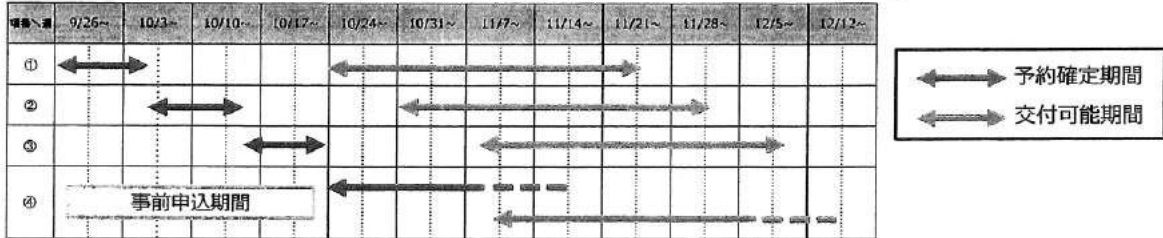
長野県建設部建設政策課建設業担当  
建設業審査科：小原 徹 担当：池田 泰久  
〒380-8570  
長野県長野市大字南長野字幅下 692-2  
TEL : 026-235-7314 FAX : 026-235-7420  
Mail : kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp



#### 4. 事前申込期間における交付開始スケジュール

今回の大阪・関西万博ナンバーにつきましても、全国版図柄入りナンバー開始時と同様に、事前申込期間を3段階に分け、交付開始日を段階的にずらす施策を行います。  
※日程は未確定ですので、下記のスケジュールは予定となります。

申込開始日は「2022/9/26」 交付開始日は「2022/10/24」



- 項番① 9/26 ~ 10/4 予約確定分 ⇒ 交付開始日10/24 有効期限日11/24 (交付まで20~14営業日)
  - 項番② 10/5 ~ 10/13 予約確定分 ⇒ 交付開始日10/31 有効期限日11/30 (交付まで18~13営業日)
  - 項番③ 10/14~10/21 予約確定分 ⇒ 交付開始日11/8 有効期限日12/7 (交付まで17~12営業日)
  - 項番④ 10/24 ~ 予約確定分 ⇒ 交付開始日11/9~
- ※以降は予約確定日から12営業日後(予約確定日を含む)に交付開始



長標協 第27号  
令和4年9月12日

長野県行政書士会 様

一般財団法人 長野県自動車標協協会

大阪・関西万博(シート式)ナンバープレート交付(頒布)手数料のお知らせ

平素は、当協会業務につきまして格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
標記ナンバープレートにつきまして、北陸信越運輸局長より令和4年9月9日付で認可されましたのでご連絡申し上げます。

認可手数料につきましては下記のとおりです。  
これにつきまして、ご多用の中ではありますが傘下会員様にご周知くださるようお願い申し上げます。

申込受付及び交付開始日につきましては、別紙「事前申込期間における交付スケジュール」につきましてご参照ください。

記

本ナンバープレートは全国版図柄ナンバー同様、寄付金あり(カラー)寄付金なし(モノトーン)の2種です。

また、寄付金につきましては1000円以上100円単位での受付となります。

登録自動車

種 類	交 付 手 数 料
大 型 標 板	14,600円
中 型 標 板	8,000円

軽自動車

種 類	頒 布 手 数 料
中型標板(消費税含む)	8,200円

1. 1枚の場合は半額です。
2. ビス等の取付け金具を含む
3. 交換及び再交付につきましては上記金額となります。





**期間限定**  
**大阪・関西万博特別仕様ナンバープレート**

(希望番号 シート式 登録番号標) 交付手数料

【価格】 大板1組(2枚) 14,600円 (大板1枚 7,300円)  
 中板1組(2枚) 8,000円 (中板1枚 4,000円)

(希望番号 シート式 車両番号標) 頒布価格

【価格】 中板1組(2枚) 8,200円 (中板1枚 4,100円)

(交付手数料・頒布価格には、ビス・ナット等の取付金具類を含んでいます。)

\* 寄付金ありの方は、モノトーン版も選択できます。

登録自動車(白家用)/寄付なし・モノトーン



登録自動車(白家用)/寄付あり・フルカラー



登録自動車(事業用)/寄付なし・モノトーン



登録自動車(事業用)/寄付あり・フルカラー



軽自動車(白家用)/寄付なし・モノトーン



軽自動車(白家用)/寄付あり・フルカラー



**予約受付及び交付期間**

予約受付：令和4年9月26日(月)から令和7年10月31日(金)(予定)まで  
 交付期間：令和4年10月24日(月)から令和7年12月26日(金)まで  
 \* 交付期間終了後(令和6年1月予定)以降、大阪・関西万博特別仕様ナンバープレートは、交付することができませんのでご了承ください。  
 また、同一ナンバーの再交付もできませんのでご了承ください。

**寄付金について**

1. 寄付金は1,000円以上です。100円単位の任意の金額でも構いません。
2. 申込後の寄付金額は、原則、返金することはありません。
3. 提供された個人情報は寄付金管理に際して各種手続き以外に使用しません。
4. 寄付金は2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)に関連した交通サービス等の充実に活用されます。

**希望番号について**

1. 交付手数料は、「希望番号予約済証」を発行する際申し渡します。
2. インターネットによる申込みの場合は、申込期間までに申込書を行ってください。
3. 収受した交付手数料は、次の場合には返還できませんのでご確認ください。  
 (1) 予約済証の有効期間が経過した時  
 (2) 登録等の手続きができなかった場合  
 (3) 申込者の都合により解約した場合

詳しくは希望番号予約センター窓口にてお問い合わせください。

**一般財団法人 長野県自動車標板協会**

令和4年9月15日

長野県行政書士会  
会長 山本 準一 様

長野県警察本部交通部  
交通規制課長

### 警察署行政窓口の受付時間短縮の試行実施について

自動車保管場所関係業務を含む警察署の行政窓口業務について、下記のとおり受付時間を試行的に短縮することとなりましたので各支部への周知等、御対応をお願いいたします。

#### 記

#### 1 趣旨

長野県内で発生する子供を対象とした犯罪や人身交通事故等については、その多くが通勤通学時間帯や薄暮時間帯に発生している状況にあり、これら県民に身近な事件・事故を未然に防止して、県民の安全と安心を確保するためには、当該時間帯の警察官の街頭活動を強化する必要があります。

そこで、通勤通学時間帯や薄暮時間帯に街頭活動に当たる時間と人員を充実させることを目的として、試行的に警察署行政窓口の受付時間を一部短縮するものです。

#### 2 対象窓口

警察署の会計課、生活安全課、刑事課及び交通課の窓口

※ 長野市松代交番、上田市丸子交番、佐久市臼田交番、佐久市望月交番、辰野町交番及び池田町交番を含む。

#### 3 対象業務

別紙のとおり

#### 4 短縮後の受付時間

午前9時から午後4時まで

#### 5 試行期間

令和5年1月4日（水）から当面の間

#### 6 留意事項

本施策の県民等への広報については10月上旬を予定していますので、本件の取扱いには御留意願います。

## 対象業務一覧

受付窓口	受付内容
○警察署会計課	遺失物返還
	捨得物件交付
○警察署生活安全課 (生活安全第二課) (生活安全・刑事課)	質屋営業関係
	古物営業関係
	金属くす商及び金属くす行商関係
	探偵業関係
	警備業関係
	風俗営業関係
	インターネット異性紹介事業関係
	銃砲刀剣類等関係(銃砲刀剣類発見・廃棄届出関係を除く)
	火薬類関係
○警察署刑事課 (刑事第一課・第二課) (生活安全・刑事課)	盗難等被害届出証明の申請交付
	不当要求防止責任者の選任の届出
○警察署交通課 (交通第二課) (地域・交通課)	緊急自動車等申請関係
	運転代行業関係
	安全運転管理者関係
	通行禁止道路通行許可・通行禁止除外関係
	駐車許可・駐車禁止除外関係
	高齢運転者等標章関係
○警察署交通課 (交通第二課・地域・交通課) ○長野市松代交番、上田市丸子交番、佐久市臼田交番、佐久市望月交番、辰野町交番、池田町交番	道路使用許可関係
	制限外・設備外積載・荷台乗車許可関係
	自動車保管場所関係
○長野南、佐久、塩尻を除く警察署交通課 (交通第二課・地域・交通課) ○長野市松代交番、上田市丸子交番、佐久市臼田交番、辰野町交番、池田町交番	運転免許証更新関係
	運転免許証再交付関係
	運転免許証の記載事項変更関係
	運転免許証の限定解除関係
	運転免許証の条件解除関係
	運転免許取消申請関係
	運転経歴証明書関係
	国外運転免許証関係

4 建政第153号  
令和4年（2022年）9月28日

一般社団法人 長野県建設業協会 会長 様  
長野県行政書士会 会長 様  
長野県建設労働組合連合会 執行委員長 様

長野県建設部建設業審査幹

建設業許可等に係る現地相談窓口の開催について（通知）

平素より、長野県の建設行政にご協力を頂き誠にありがとうございます。

令和4年度からの建設業許可及び経営事項審査等の申請方法の変更に伴い、相談窓口を設置しておりますが、10月から12月のスケジュールが別添のとおり決定しましたので、会員の皆様へ周知いただきますよう、ご協力をお願いします。



# 建設業許可等に係る現地相談窓口の設置について

## 1 概要

建設業許可及び経営事項審査の申請に係る申請書作成や必要書類等について、専門家による相談会を実施します。

## 2 現地相談窓口で相談できる内容

長野県知事への申請に係る、下記、申請書類作成についての相談。

- ・ 建設業許可 (建設業法第3条に基づく建設業の許可及び更新)
- ・ 変更届 (建設業法第11条に基づく建設業許可の変更等の届出)
- ・ 廃業届 (建設業法第12条に基づく廃業等の届出)
- ・ 承継・相続認可申請 (建設業法第17条の2及び第17条の3に基づく認可)
- ・ 経営事項審査 (第27条の23に基づく経営事項審査)

## 3 開催スケジュール (10月から12月分)

相談時間：[要予約] 9時から17時 (12時から13時を除く)

地域	開催日	会場	地域	開催日	会場
北信	10/4(火)	北信合同庁舎 403 会議室	東信	10/11(火)	上田合同庁舎南棟 1階 2号室
	10/14(金)	県庁 西庁舎 108号 会議室		10/25(火)	佐久建設事務所 1階 会議室
	11/1(火)	北信合同庁舎 403 会議室		11/8(火)	佐久建設事務所 1階 会議室
	11/16(水)	県庁 西庁舎 108号 会議室		11/22(火)	上田合同庁舎 601 会議室
	11/29(火)	北信合同庁舎 403 会議室		12/6(火)	上田合同庁舎 301 会議室
	12/12(月)	県庁 西庁舎 108号 会議室		12/20(火)	佐久建設事務所 1階 会議室
中信	10/13(木)	大町合同庁舎 401 会議室	南信	10/6(木)	諏訪合同庁舎 501 会議室
	10/27(木)	松本合同庁舎 202 会議室		10/20(木)	伊那合同庁舎 503 会議室
	11/10(木)	木曾合同庁舎 301 会議室		11/2(水)	飯田合同庁舎 202 会議室
	11/24(木)	松本合同庁舎 202 会議室		11/17(木)	諏訪合同庁舎 505 会議室
	12/8(木)	大町合同庁舎 102 会議室		12/1(木)	伊那合同庁舎 503 会議室
	12/22(木)	松本合同庁舎 202 会議室		12/15(木)	飯田合同庁舎 202 会議室

※所在地以外の会場でもご参加可能です。

以後のスケジュールについては、決まり次第、県ホームページに掲載しますので、下記 URL をご確認ください。

[URL] <https://www.pref.nagano.lg.jp/kensetsu/infra/kensetsu/kyoka/r4gentimadoguti.html>

## 4 事前予約

相談を希望される方は、相談会開催の前日までに下記まで電話連絡をお願いします。

会場	受付	電話番号
佐久、上田	長野県行政書士会 東信支部	0268-25-8720
諏訪	長野県行政書士会 諏訪支部	0266-57-5503
伊那、飯田	長野県行政書士会 南信支部	0265-73-2208
木曾、松本、大町	長野県行政書士会 中信支部	0263-87-3798
長野、北信	長野県行政書士会 北信支部	026-229-6388

## 5 相談の詳細について

詳細については、下記 URL をご確認ください。

[URL] <https://www.pref.nagano.lg.jp/kensetsu/infra/kensetsu/>

[kyoka/r4gentimadoguti.html](https://www.pref.nagano.lg.jp/kensetsu/infra/kensetsu/kyoka/r4gentimadoguti.html)



[QR コード]

## 6 お問い合わせ

このことに関するお問い合わせは、以下までご連絡ください。

長野県 建設部 建設政策課 建設業担当

TEL:026-235-7314, FAX:026-235-7420 E-Mail:kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp

# お 知 ら せ

## 幹 旋 物 一 覧

品 名	価 格	備 考
行 政 書 士 徽 章 (ネジ)	3,000円	送料実費
行 政 書 士 徽 章 (タイタック)	3,000円	〃
事 件 簿 用 紙	300円	〃
領 収 書	700円	〃
戸 籍 謄 本 等 職 務 上 請 求 書 (新様式・A 4版)	800円	「購入申込書」と「誓約書」で注文願います。 送料実費
自 然 公 園 法 の 手 引	1,000円	〃
新会社法パート2 (H18. 8. 11)	1,500円	〃

## 長野県収入証紙の販売について

本会では、長野県収入証紙を販売しております。

購入方法は、事務局へお申し込みをいただき、現金または請求払いの何れかの方法で購入していただけます。

購入方法等の詳細については、長野県収入証紙売りさばき取扱規程をご覧ください。事務局にお問い合わせください。

なお、年間10万円以上購入されますと、年度末に約1パーセントを還元しておりますので、是非ご利用をお願いします。

## 行政書士業務を廃止される方へ

行政書士は、その業を廃止しようとするときは、遅滞なく、その旨を所属の行政書士会を経由して日本行政書士会連合会に届出なければならないとされています（行政書士法施行規則第12条）。

また、その手続は、行政書士法第7条の4及び日本行政書士会連合会会則第53条に基づき規則で定めることとなっており、登録の抹消日については、日本行政書士会連合会が行政書士登録抹消届出書を受け付けた日又は届出者が希望する廃業日のいずれか遅い日とすることとしています（行政書士登録事務取扱規則第24条の4）。

行政書士業務の廃止を予定されている方は、廃止予定日が決まった場合、事前に本会にご連絡いただき、案内に従い、その旨を届出いただきますようお願いいたします。

なお、廃止予定日を月末とされる場合は、必ず当該月内に届出書が本会から日本行政書士会連合会に到達することが条件となりますので、事前に手続日程等をご確認のうえ、お手続きください。

※廃業を予定する月内に届出書が日本行政書士会連合会へ到達しなかった場合、上記規定により抹消日が翌月となるため、翌月分の本国会費が発生する場合がありますので、十分に御留意ください。

# 会員専用ページのID・パスワードについて

本会ホームページの研修会情報、業務資料等が掲載されている「会員専用ページ（会員へのお知らせ）」を閲覧するためには、ログイン用の「ユーザー名（ID）」と「パスワード」が必要になります。会員登録していただきますと、研修情報が登録のメールアドレスへ自動配信され、研修会の申し込みが可能となりますので、ぜひご登録をお願いいたします。

## 0. 初回ログイン

パスワードは全員共通しているため、初回ログイン時はパスワードの再設定が必要になります。

### 1. 会員専用ページ

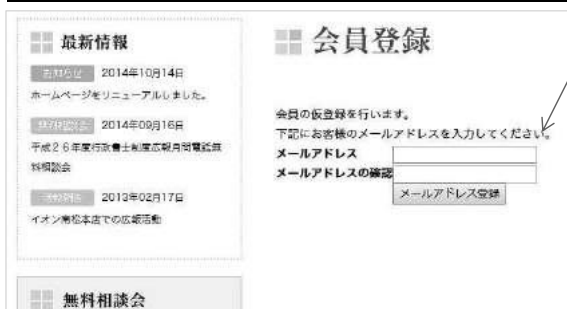


IDとパスワードを入力します。

ログインID：会員番号  
パスワード：password

※日行連発行の「登録番号」ではありません。  
長野会発行の「会員番号」となりますので、会員証をご確認ください。

### 2. 会員仮登録ページ



受信できるメールアドレスを入力してください。  
入力したメールアドレス宛に「パスワード設定」の案内メールが届きます。

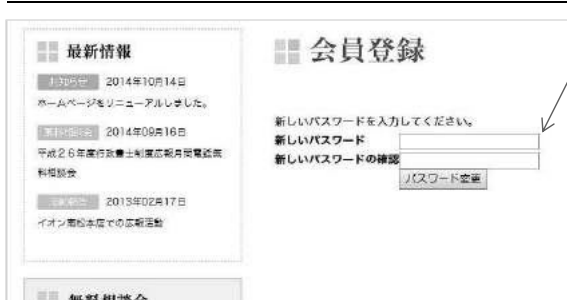
### 3. パスワード再登録メール



パスワード再登録用のアドレスが記載されたメールが届きます。

[再登録アドレス]  
クリックするとパスワード再登録ページが開きます。

### 4. 会員本登録ページ



新しいパスワードを入力します。  
次回以降、設定したパスワードでログインをします。  
忘れないように管理してください。

# 会 議 報 告

## □外国人材受入企業サポートセンター設置事業業務6月分報告書提出及び事業打合せ

- 1 と き 令和4年7月14日(木)
- 2 と ころ 長野市、県労働雇用課
- 3 出席者 赤羽センター長、春日副センター長、五味部員

## □広報部・研修部・デジタル推進特別委員会合同会議

- 1 と き 令和4年7月14日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 赤羽副会長、渡邊部長、土屋委員長、五味副部長、甲田副委員長、高木、吉田、鈴木各部員
- 4 オンライン 松島、荻原各副会長、小西部長、二瓶部員、大澤委員
- 5 研修内容
  - (1) ホームページについて
  - (2) その他

## □紛争解決小委員会

- 1 と き 令和4年7月21日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 和田センター長、岡田、深澤各調停人、山際弁護士
- 4 会議事項
  - (1) 調停手続について
  - (2) その他

## □記録等事務代行制度研修会

- 1 と き 令和4年7月27日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 赤羽副会長、廣瀬部長、中塚副部長、宮本部員、会員36名(会場9名、オンライン27名)
- 4 研修内容
  - (1) 自動車検査証の電子化の概要
  - (2) 記録等事務代行制度の概要

(3) 質問・意見

- 5 講 師 運輸交通部員 宮本 徹先生

## □インボイス制度・電子帳簿保存法説明会(研修会)

- 1 と き 令和4年8月2日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 松島総務部長、三浦副部長、麻生(オンライン)、大前各部員、会員57名(会場10名、オンライン47名)
- 4 講 師 長野税務署個人課税第一部門 記帳指導推進官 川久保雅人 様

## □(株)像形・広報部・研修部・デジタル推進特別委員会オンライン会議

- 1 と き 令和4年8月3日(水)
- 2 出席者 小西広報部長、渡邊研修部長、土屋デジタル推進特別委員長、(株)像形担当者様
- 3 会議事項
  - (1) 情報集配信システムの統合について
  - (2) その他

## □正副会長会

- 1 と き 令和4年8月19日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、赤羽(康)、松島、赤羽(公)各副会長
- 4 会議事項
  - (1) 理事会の議題について
  - (2) その他

## □第1回日行連模擬ODR(zoom)

- 1 と き 令和4年8月19日(金)
- 2 出席者 二瓶ADR副センター長、岡田ADR運営委員
- 3 テーマ 外国人の就労、就学に関する紛争

## □ADR手続実施者能力向上研修会

- 1 と き 令和4年8月24日(水)



- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 和田センター長、二瓶副センター長、岡田運営委員、手続実施者等6名
- 4 内容・講師
  - (1) 事例研究（ペットの所有権と管理）・和田センター長
  - (2) 調停人報告・岡田運営委員、深澤手続実施者
  - (3) ODR研修の報告・二瓶副センター長、岡田運営委員
  - (4) ロールプレイ（2題）・二瓶副センター長

#### □理事会及び支部長会議

- 1 と き 令和4年8月26日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、赤羽（康）、松島、荻原（オンライン）、赤羽（公）各副会長、渡邊、土屋、上島、木村、春日、久保田、岡田、小野、奈良木、三浦、和田、小西、廣瀬各理事、林東信支部長（オンライン）
- 4 会議事項
  - (1) 令和4年度事業について
  - (2) 選挙管理委員の承認について
  - (3) 会費の減免について
  - (4) 行政書士制度広報月間について
  - (5) 本会における税務処理及びインボイス制度への対応について
  - (6) その他

#### □外国人材受入企業サポートセンター設置事業業務7月分報告書提出

- 1 と き 令和4年8月26日(金)
- 2 ところ 長野市、県労働雇用課
- 3 出席者 赤羽センター長、春日副センター長

#### □農林建設部研修会

- 1 と き 令和4年8月29日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 赤羽副会長、奈良木部長、上島副部長、柳澤、藤澤各部長、会員51名（会場14名、オンライン37名）

- 4 研修内容
  - (1) 建財務諸表作成の留意点について
  - (2) 財務諸表作成実習
  - (3) 質疑応答
- 5 講師 ワイズ公共データシステム株式会社 西方ふみこ 様

#### □長野県災害支援活動士業連絡会全体会議・災害対策研修会(zoom)

- 1 と き 令和4年9月2日(金)
- 2 ところ 長野市、長野県弁護士会館
- 3 出席者 岡田法務部長、木村法務副部長、木内法務部員
- 4 議題
  - (1) 昨年度の全体会議以降における、令和元年台風19号災害や新型コロナウイルス等に対する被災者支援対応状況について
  - (2) BCP（事業継続計画）の制定状況について
  - (3) 市町村との連携について
  - (4) その他
- 5 講演
 

長野県内で想定される災害とそれに向けた備え～行政・士業・各種連携の到達点とこれから～
- 6 講師
 

神田孝文氏（信州大学グリーン社会共創機構地域防災減災センター特任教授）  
古越武彦氏（前 長野県危機管理部火山防災幹、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）事業部事業担当）

#### □特定行政書士考査対策セミナー

- 1 と き 令和4年9月3日(土)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 渡邊部長、特定研修受講者6名
- 4 内容 行政法、問題演習
- 5 講師 特定行政書士 渡邊博昭 研修部長

#### □広報部会

- 1 と き 令和4年9月6日(火)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 赤羽副会長、小西部長、五味副部長、高木（オンライン）、吉田各

部員

#### 4 会議事項

- (1) 会報157号について
- (2) 行政書士制度広報月間について
- (3) ホームページについて
- (4) その他

### 日行連会員管理システム単位会 向け説明会 (zoom)

- 1 と き 令和4年9月6日(火)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 中沢事務局職員

### 日行連マイナンバーカード代理申請 手続事業に関する説明会 (zoom)

- 1 と き 令和4年9月7日(水)
- 2 出席者 松島副会長、土屋デジタル推進特別委員長
- 3 内 容 今後の相談会実施について

### 運輸交通部会 (zoom)

- 1 と き 令和4年9月8日(木)
- 2 出席者 赤羽副会長、廣瀬部長、中塚副部長、宮本部員
- 3 会議事項
  - (1) 長野県警察本部交通部交通規制課との情報交換会について
  - (2) 出張封印研修会について
  - (3) その他

### 特定行政書士考査対策セミナー

- 1 と き 令和4年9月10日(土)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 渡邊部長、特定研修受講者7名
- 4 内 容 民事訴訟法、要件事実など、問題演習
- 5 講 師 特定行政書士 渡邊博昭 研修部長

### 一日合同行政相談所

- 1 と き 令和4年9月14日(水)
- 2 ところ 佐久市、佐久平交流センター
- 3 出席者 東信支部依田常広会員

### (株)像形・広報部・研修部・デジタル 推進特別委員会オンライン会議

- 1 と き 令和4年9月14日(水)
- 2 出席者 小西広報部長、渡邊研修部長、土屋デジタル推進特別委員長、(株)像形担当者様
- 3 会議事項
  - (1) 情報集配信システムの統合について
  - (2) その他

### 長野県警交通規制課との情報交 換会

- 1 と き 令和4年9月15日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 赤羽副会長、廣瀬部長、中塚副部長、宮本部員、長野県警交通規制課 阿倍 亨課長補佐、同岩下英樹係長

- 4 会議事項
  - (1) OSSによる車庫証明申請状況について
  - (2) 行政書士会員からの質問・要望等
  - (3) その他

### 外国人材受入企業サポートセンター 設置事業業務8月分報告書提出

- 1 と き 令和4年9月15日(木)
- 2 ところ 長野市、県労働雇用課
- 3 出席者 赤羽センター長、春日副センター長

### 日行連会長会

- 1 と き 令和4年9月15日(木)
- 2 ところ 石川県金沢市、ホテル日航金沢
- 3 出席者 山本会長

### ADR 手続実施者能力向上研修会

- 1 と き 令和4年9月21日(水)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 和田センター長、二瓶副センター長、岡田運営委員、手続実施者等7名
- 4 内容・講師
  - (1) 課題の特定・和田センター長

- (2) 模擬調停（敷金、ペット）・二瓶副センター長

### □一日合同行政相談所

- 1 と き 令和4年9月28日(水)
- 2 ところ 松本市、井上百貨店本店
- 3 出席者 中信支部山本博史会員

### □建設業許可等相談員の委嘱書交付式

- 1 と き 令和4年9月29日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、奈良木部長、相談員3名

### □(一社)コスモス成年後見サポートセンター総会

- 1 と き 令和4年9月29日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長

### □関地協第1回国際業務連絡会(zoom)

- 1 と き 令和4年9月29日(木)
- 2 出席者 春日国際部長
- 3 議題
  - (1) 令和4年度代表幹事及び副代表幹事について(確認)
  - (2) 連絡会の今後の運営方針について
  - (3) その他

### □法務部特定行政書士ブラッシュアップ研修会

- 1 と き 令和4年9月30日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 岡田部長、木村副部長、木内、高野各部員、会員26名(会場9名、オンライン17名)
- 4 研修内容
  - (1) 不服審査法見直しと特定行政書士の意義
  - (2) 行政不服審査の思考法
  - (3) ケース分析
  - (4) 特定行政書士の可能性
- 5 講師 東京都行政書士会 伊藤 浩先生  
(元総務省行政不服審査会委員)

### □自動車の「出張封印取付作業代行研修会」(甲種再受託)

- 1 と き 令和4年10月11日(火)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 赤羽副会長、廣瀬部長、中塚副部長、宮本部員、会員22名
- 4 研修内容
  - (1) 道路運送車両法
  - (2) 甲種受託者による出張封印について
  - (3) 出張封印取付作業代行実施契約書について
  - (4) 出張封印取付作業代行実施要領について
  - (5) その他
- 5 講師 長野県自動車標板協会 常務理事  
鳥田一好 様

### □特定行政書士法定研修考査

- 1 と き 令和4年10月16日(日)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 渡邊研修部長、鈴木研修部員、受験者7名

### □綱紀委員会

- 1 と き 令和4年10月18日(火)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 坂本委員長、小林副委員長、木内職務代理者、平沢、長田各委員
- 4 会議事項
  - (1) 綱紀案件について
  - (2) その他

### □日行連職務上請求書管理マニュアルに係る説明会の開催について(zoom)

- 1 と き 令和4年10月18日(火)
- 2 出席者 松島総務部長
- 3 内容 職務上請求書管理マニュアルに関する説明及び事前質問等に係る回答等

## 政連活動報告

長野県行政書士政治連盟  
(自民党長野県行政書士政治連盟支部長)  
副幹事長 岡部 満喜夫

9月20日、長野県庁議会棟において、長野県議会自民党所属の県議会議員と県政等懇談会を行いました。

長野県行政書士政治連盟からは山本会長、土屋、松島、和田各副会長、赤羽幹事長、自民党行政書士職域支部からは私が出席しました。

自民党県議団からは荻原県議、向山県議、丸山（大）県議、大畑県議、山田県議の所属の5人の県議会議員の皆様が参加しました。

山本会長からは、日頃、行政書士政治連盟また、会員がお世話になっていることについて御礼を申し上げます。



今年も要望事項は1件に絞りました。赤羽幹事長より財産管理、成年後見等の業務は行政書士、行政書士法人の業務であります。この有権解釈は公に示されているものではなく、一部の金融機関や家庭裁判所では、行政書士、行政書士法人が財産管理、成年後見等を業として認めていないという問題があります。

一方、弁護士法人及び司法書士法人については同じ文言で規定されています。これらは「弁護士（司法書士）が行うことができるものとして法務省令で定める業務」と規定されていることから、個人の弁護士（司法書士）業務として法定されていることとなります。

また、令和4年4月1日施行の税理士法施行規則の一部を改正する省令により、同じ文言が規定されました。このことから、行政書士及び行政書士法人もその業務範囲を明確化するため、例示列举して法文化していただきたい旨を説明し、ご理解、ご協力をお願いしたいと伝えました。



# 会 員 の 動 き

※個人情報保護のため掲載事項を省略いたしました。

## —入会者—

### 個人会員

所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)	所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)
中信支部	4. 8. 1	宮下 博明	東筑摩郡麻績村	東信支部	4. 8. 15	湯山 吉人	佐久市
中信支部	4. 8. 15	倉田 幸恵	松本市	東信支部	4. 8. 15	井上 夏希	北佐久郡軽井沢町
南信支部	4. 9. 1	関 祐一	飯田市	南信支部	4. 9. 1	三輪 正智	飯田市
諏訪支部	4. 9. 15	清水 聖也	茅野市	諏訪支部	4. 9. 15	関 敦志	諏訪市
諏訪支部	4. 10. 2	青井 慎吾	茅野市	中信支部	4. 10. 2	高橋 克実	安曇野市

## —退会者—

所属支部	氏 名	退 会 年 月 日	所属支部	氏 名	退 会 年 月 日	所属支部	氏 名	退 会 年 月 日
諏訪支部	小平 功	4. 6. 27	南信支部	西村 功	4. 7. 15	中信支部	小松 真一	4. 7. 31
東信支部	高見澤美穂	4. 7. 31	中信支部	中山 信	4. 8. 31	南信支部	北林 秀一	4. 9. 30
東信支部	城田 浩靖	4. 9. 30	南信支部	三輪 憲弘	4. 9. 30	中信支部	小野 勝敏	4. 9. 30
諏訪支部	高木 正之	4. 9. 30						

## —単位会変更—

滋賀県行政書士会へ移転 (R4. 10. 1) 中信支部 濱田 邦泰 (松本市)

## —法人会員—

行政書士法人未来経営 (松本市大手四丁目6番4号)・入会年月日 R4. 8. 2

## 編集後記

ロシアによるウクライナ侵攻という、国際社会に大きな影響を及ぼす軍事衝突がおり、いまだ戦争終結の道は見えてきません。

日本行政書士会連合会では、「ウクライナ避難民等在留支援本部」を立ち上げて、来日した避難民の在留資格変更などの相談対応や支援を行っています。

私も本部員の一員として電話当番を担当しています。

支援本部がお手伝いした方の多くは女性や子どもさんですが、戦闘で負傷して日本の大学病院で治療することを目的に来日した男性もいらっしゃいました。

あらためて平和を想い、戦闘のない国に暮らせることを感謝する日々です。

(広報部員 吉田 靖史)

発行所 長野県行政書士会

〒380-0836 長野市南県町 1009-3

TEL 026 (224) 1300 FAX 026 (224) 1305

ホームページ <https://www.nagano-gyosei.or.jp>

メールアドレス [gn-nagano@gaea.ocn.ne.jp](mailto:gn-nagano@gaea.ocn.ne.jp)

発行者 会長 山本 準一

編集者 広報部長 小西 勝

印刷 三和印刷(株)



このポスターは、宝くじの社会貢献広報事業として  
助成を受け作成されたものです。

# 行政書士に相談しよう



ねんげいだー!

貴島明日香

行政書士は、さまざまな許認可や届出、遺言や相続、契約などの相談から書類作成まで全力でサポートします!



日本行政書士会連合会  
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations  
長野県行政書士会

後援：総務省  
長野県



日本行政書士会連合会 公式キャラクター  
ユキマアキム

令和4年度行政書士制度広報月間10月1日～10月31日

(2022年10月現在弊社調べ)

おかげさまで

民間分析機関受付実績 **No.1**

# 建設業経営状況分析は ワイズ公共データシステムへ

申請は  
電子で

お薦めは **電子申請**

すでに全申請の**88%**が電子申請です  
郵送での申請もできます。

即日  
受取

申請～結果受取まで

**3時間以内**

即日コース + 電子申請 + コンビニ受取を選択の場合。

簡単  
便利

結果通知書も**データ受取**

電子申請 + データ受取なら事務所で全て完結  
郵送、コンビニエンスストアでのお受け取りもできます。

ソフト  
無料

経審 / 建設業許可 / 更新 / 変更届 / 財務諸表 / 顧客管理  
**建設業ソフト0円**

導入から**1年間無料**。ホームページからダウンロードしてご利用いただけます。  
(ソフト CD 送付希望や翌年以降のご利用条件は弊社までお問い合わせください)

最新の経審計算  
経審・許可様式  
対応

経営状況分析資料を無料にて送付いたします

**wisePDS**  
国土交通省登録 経営状況分析機関 登録番号4

**ワイズ公共データシステム**

株式  
会社

ワイズ公共

検索

本社 / 〒380-0815 長野市田町2120-1 TEL 026-232-1145 FAX 026-232-1190

北海道営業所 / 〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目1 札幌時計台ビル11階

TEL 011-802-7685

大阪営業所 / 〒540-0026 大阪市中央区内本町2丁目4番16号 オフィスポート内本町7階

TEL 06-6948-6615

福岡営業所 / 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-4-8 ダヴィンチ博多シティ3階

TEL 092-292-8101